
育成就労制度の分野別運用方針

2026年2月25日

公益財団法人 国際人材協力機構

Japan International Trainee & Skilled Worker Cooperation Organization

ジツコ
JITCO

| | |
|---|-----------------------|
| 1 | 育成就労制度について |
| | ➤ 概要 ➤ 技能について |
| 2 | 育成就労制度の分野別運用方針 |
| | ➤ 17分野 |
| 3 | JITCOのサービス |

※2026年2月中旬時点の内容です。今後、変更になる場合があります。

育成就労制度について

育成就労制度の概要

技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、日本の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする**育成就労制度は令和9年4月1日から運用開始**

| | |
|---------|---|
| 在留資格 | 育成就労 |
| 目的 | 特定技能1号水準の技能を有する人材を育成、育成就労産業分野における人材を確保 |
| 在留期間 | 原則3年 |
| 活動内容 | 特定技能の業務区分と同一としつつ、人材育成の観点から、当該業務区分の中で修得すべき主たる技能を定める活動 ※育成就労外国人ごとに「育成就労計画」を作成し、外国人育成就労機構から認定を受ける |
| 対象範囲 | 育成就労産業分野(17分野) |
| 技能水準 | 入国時： なし 1年目及び育成就労修了時まで： 試験で確認 |
| 日本語能力水準 | 就労開始までに： 日本語能力A1相当以上の試験(日本語能力試験(JLPT)のN5等)合格 or それに相当する日本語講習の受講 1年目及び育成就労修了時まで： 試験で確認 |
| 転籍 | やむを得ない事情による転籍及び要件を満たすことにより本人意向による転籍ができる |

育成就労制度の概要

育成就労制度及び特定技能制度のイメージ



技能レベル

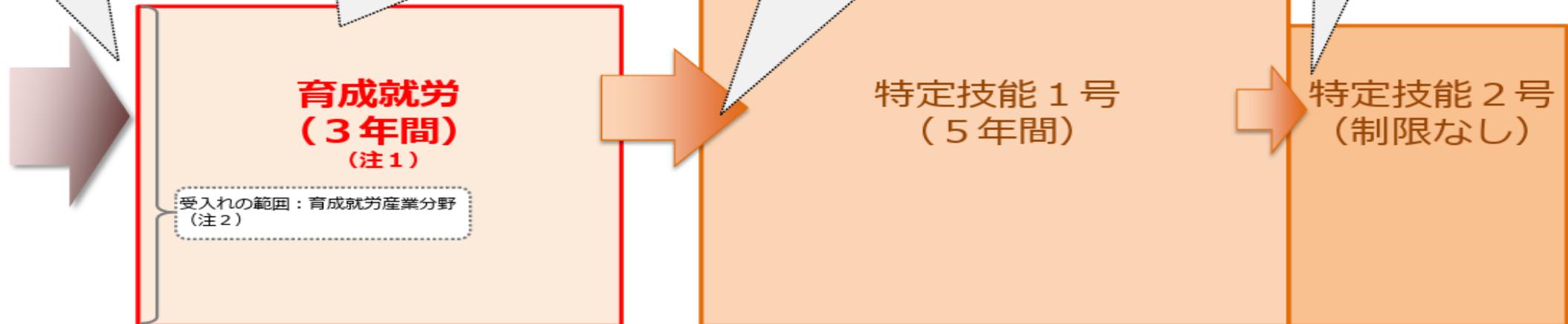
高

- (就労開始までに)
- 日本語能力A1相当以上の試験 (日本語能力試験 (JLPT) のN5等) 合格
 - or
 - それに相当する日本語講習の受講

- 技能検定基礎級等 + 日本語試験 (A1相当以上の水準から特定技能1号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で各分野ごとに設定)
- ⇒これらの試験への合格が本人意向の転籍の条件

- 技能検定試験3級や特定技能1号評価試験 + 日本語能力A2相当以上の試験 (JLPTのN4等)
- ※ 育成就労を経ずに外国で試験を受験して特定技能1号で入国することも可。

- 特定技能2号評価試験 + 日本語能力B1相当以上の試験 (JLPTのN3等)



(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

育成就労制度の概要

育成就労実施者の要件

- ◆ 過去1年以内に、育成就労実施者又は監理支援機関の責めに帰すべき事由により育成就労外国人の行方不明者を発生させていない。
- ◆ 過去1年以内に、育成就労外国人に従事させる業務と同種の業務に従事していた労働者を離職させていない(自発的に離職した者等を除く。)
- ◆ 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守している。
- ◆ 送出機関等から、社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待を受けることなどを行っていない。
- ◆ 育成就労外国人と雇用契約を締結するに当たり、労働条件等の待遇の説明を直接又はオンラインで行っている。 等

※(育成就労計画の基準として)受入れ対象分野別の協議会に加入している。

育成就労外国人の要件

- 18歳以上である。
- 健康状態が良好である。
- 素行が善良である(監理型の場合は送出機関が確認)
- 特定技能外国人であった経験がある者にあつては、特定技能外国人として従事していた業務の内容に照らして、育成就労を行わせることが相当と認められる者である。
- (単独型の場合)育成就労実施者の外国にある事業所において1年以上業務に従事している常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者である。
- (監理型の場合)本国の公的機関から推薦を受けた者である。取引上密接な関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員である場合にあつては、当該外国にある事業所において業務に従事していた期間が1年以上である。 等

監理支援機関の要件

- 営利を目的としない法人である。
- 外部監査人を設置している。
- 債務超過がない。
- 監理支援を行う受入れ機関(育成就労実施者)の数が原則として2者以上である。
- 監理支援事業の実務に従事する常勤の役職員が2人以上であり、かつ、当該役職員1人当たりの監理支援を行う受入れ機関(育成就労実施者)の数が8者未満であり、監理支援を行う育成就労外国人の数を40人未満である。 等

送出機関の要件

- 送出国政府から監理型育成就労の申込みを適切に日本の監理支援機関に取り次ぐことができるものとして推薦を受けている。
- 取り次ぐ外国人の素行が善良であることを確認している。
- 外国人及び監理支援機関から徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めてインターネットその他の適切な方法で公表するとともに、費用について外国人及び監理支援機関に対して明示し、十分に理解させる。
- 送出機関又はその役員が過去5年以内に、育成就労実施者や監理支援機関等に対して、社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭、物品その他の財産上の利益の供与もしくは供応接待等をしていない。 等

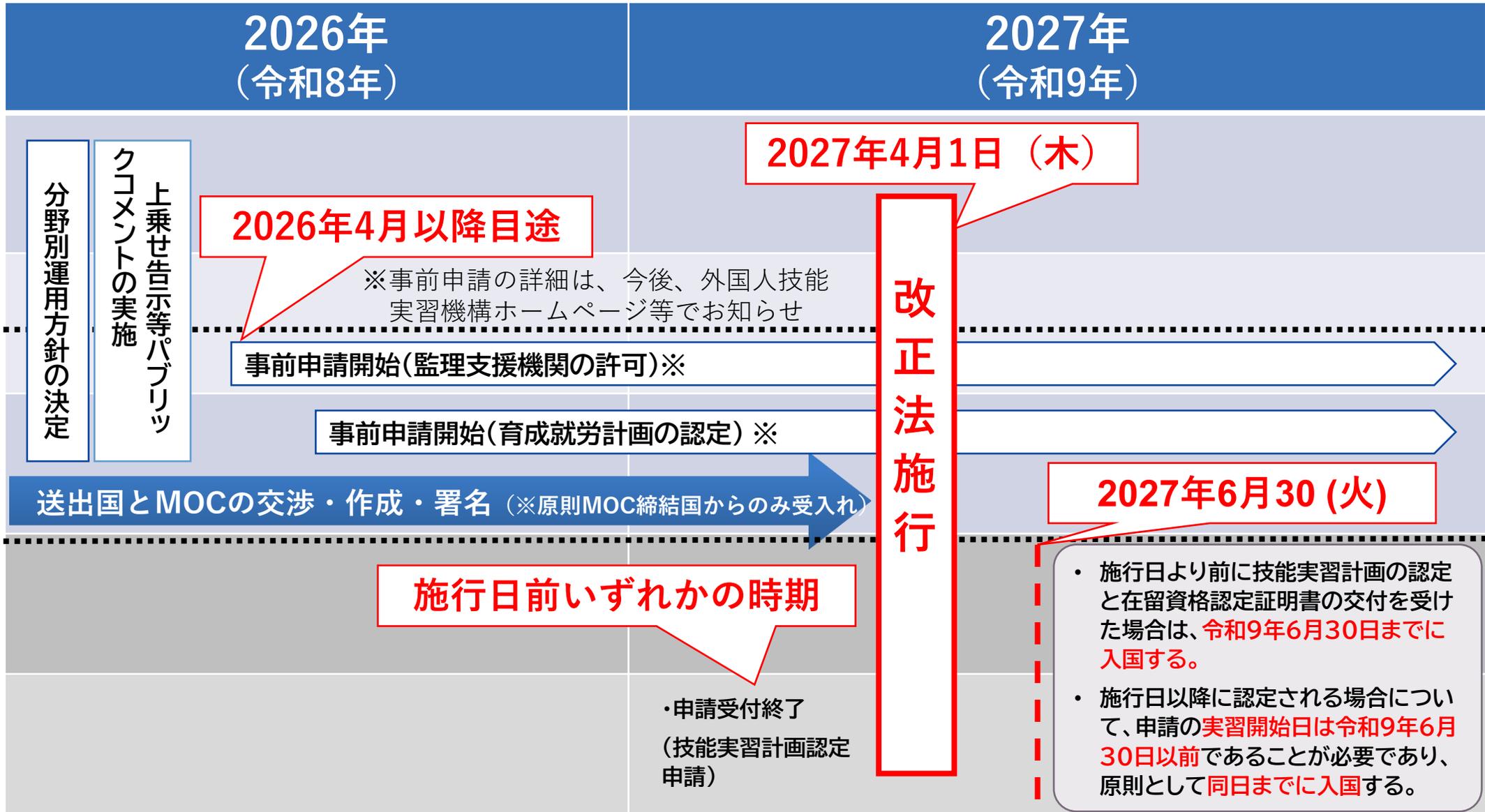
今後のスケジュール

※本表はJITCO作成の一例です

特定技能

育成就労

技能実習



「育成就労制度の施行に伴う技能実習の経過措置について」はこちら▼

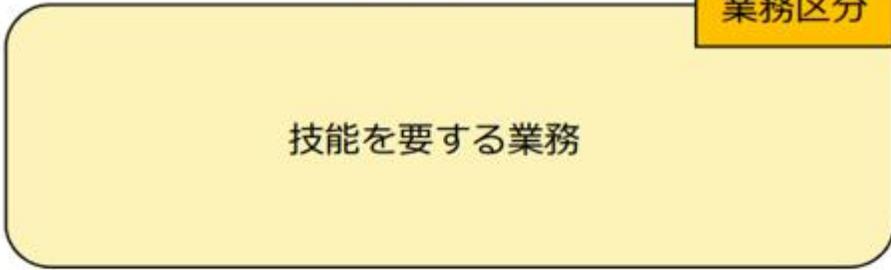


出典：出入国在留管理庁HP「特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の作成に向けた作業開始について」、「育成就労制度の施行に伴う技能実習の経過措置について」、「育成就労制度Q&A」よりJITCO作成

育成就労：技能について

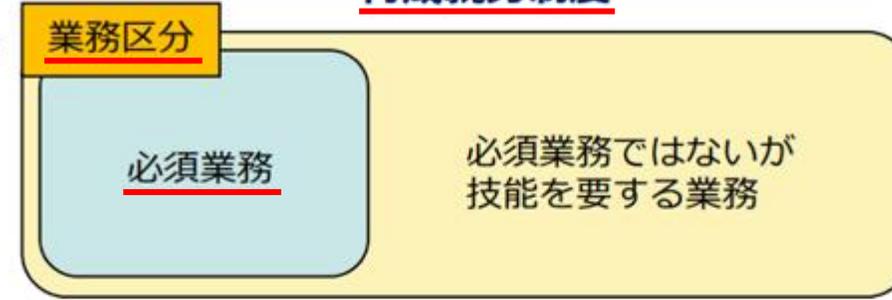
業務について

特定技能制度

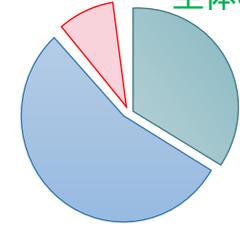


=

育成就労制度



安全衛生業務：
全体の1/10以上
必須業務：
全体の1/3以上

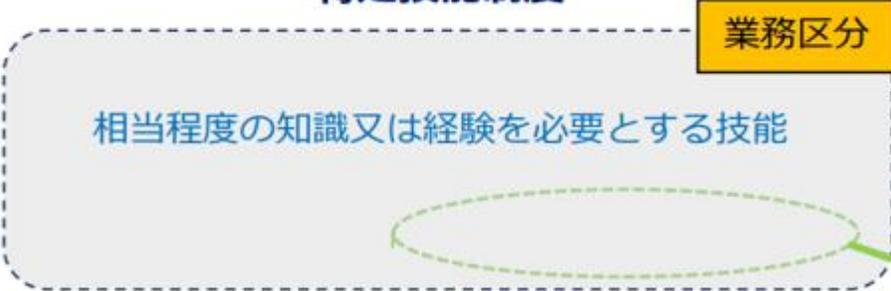


業務区分内の業務
※関連する業務を含む

- ※ **業務区分**（特定技能外国人・育成就労外国人が従事できる業務の範囲）は両制度で同一
- ※ このほか、**関連業務**（技能を要しないが日本人等が通常付随的に従事する業務）にも付随的に従事可能

技能について

特定技能制度



育成就労制度

- 相当程度の知識又は経験を必要とする技能を育成するために、業務区分の範囲内で計画的に育成する技能の単位として「**主たる技能**」を設定
設定の方法は大きく分けて以下の2通り（詳細は次頁）
- ①業務区分の業務全般を行うために必要な技能を「**主たる技能**」として設定
 - ②業務区分の業務のうち特定の業務を行うために必要な技能を「**主たる技能**」として設定

- ※ 育成就労法（第9条第1項第1号等）においては、同一業務区分に属する技能を「業務において要する技能」と総称（育成就労外国人の転籍は、「業務において要する技能」が同一、すなわち業務区分が同一である場合に限り認められる。）

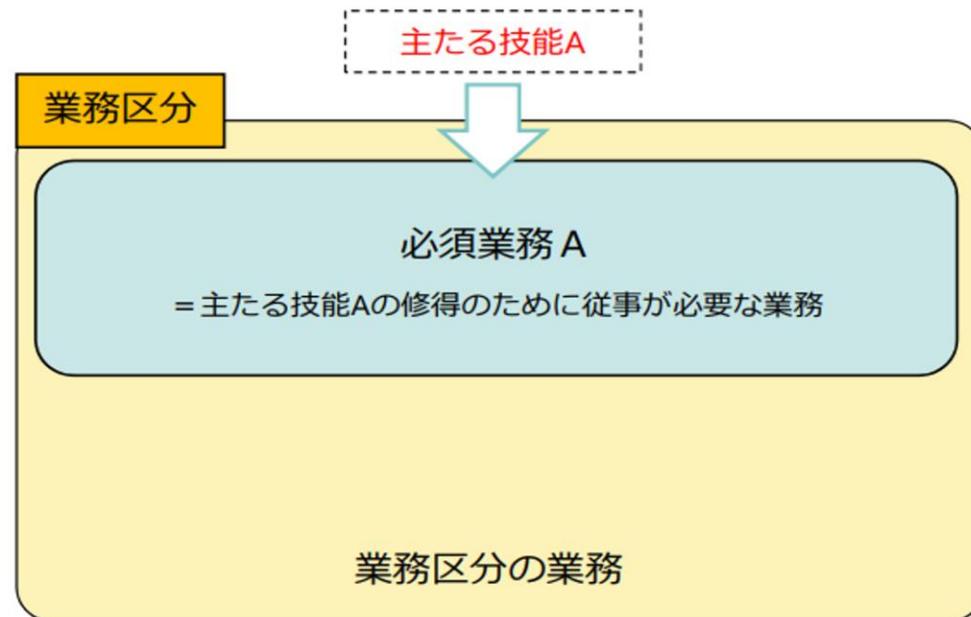
育成就労：技能について

主たる技能：相当程度の知識又は経験を必要とする技能を育成するために、業務区分の範囲内で定めて計画的に育成する技能の単位

- ※ 政府方針において、「育成就労制度で外国人が従事できる業務の範囲は、現行の技能実習制度よりも幅広くして特定技能制度における業務区分と同一としつつ、当該業務区分の中で修得すべき**主たる技能**を定めて計画的に育成・評価を行う」としている。
- ※ 育成就労法施行規則案（4月28日パブリックコメント）において、従事させる業務の要件として、「**必須業務（修得させる技能に係る技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験の試験範囲に基づき、当該技能を修得するために必ず行わなければならない業務をいう。）**に従事させる時間が業務に従事させる時間全体の3分の1以上であること」としている。

①業務区分単位で育成する場合

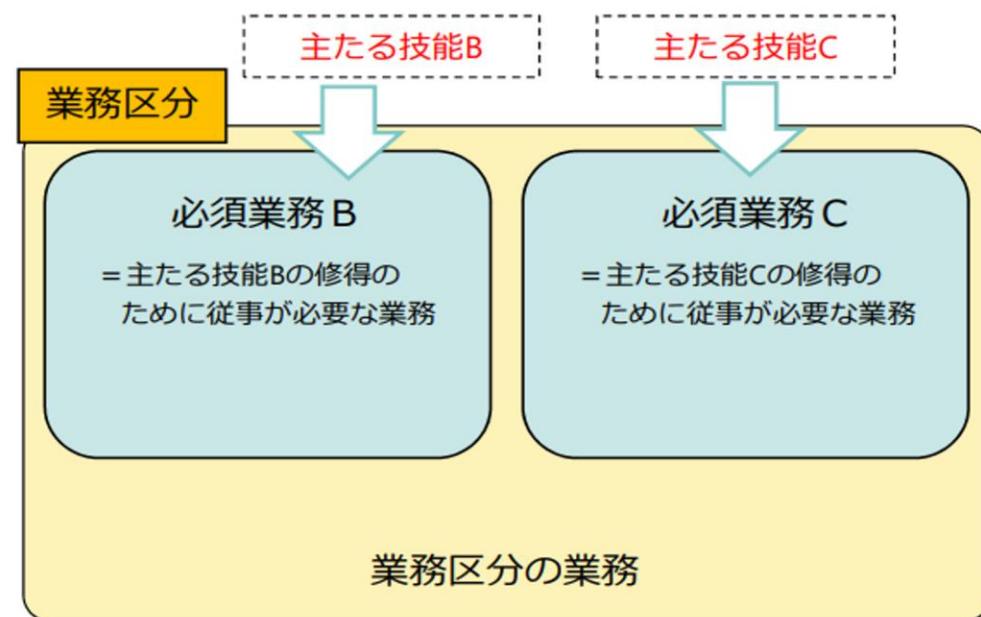
業務区分の業務全般を行うために必要な技能を「**主たる技能**」として設定



※ このほか、関連業務（技能を要しないが日本人等が通常付随的に従事する業務）にも付随的に従事可能

②業務区分内に複数主たる技能を設定して育成する場合

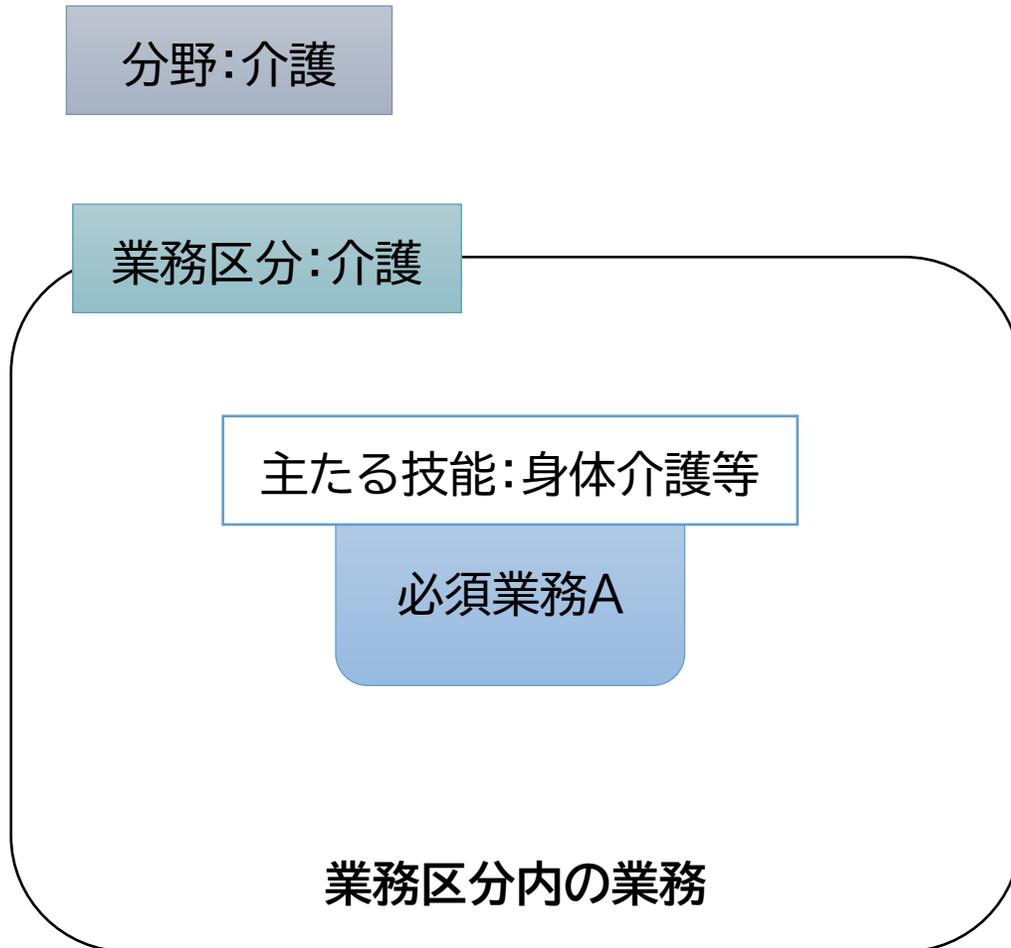
業務区分の業務のうち特定の業務を行うために必要な技能を「**主たる技能**」として設定



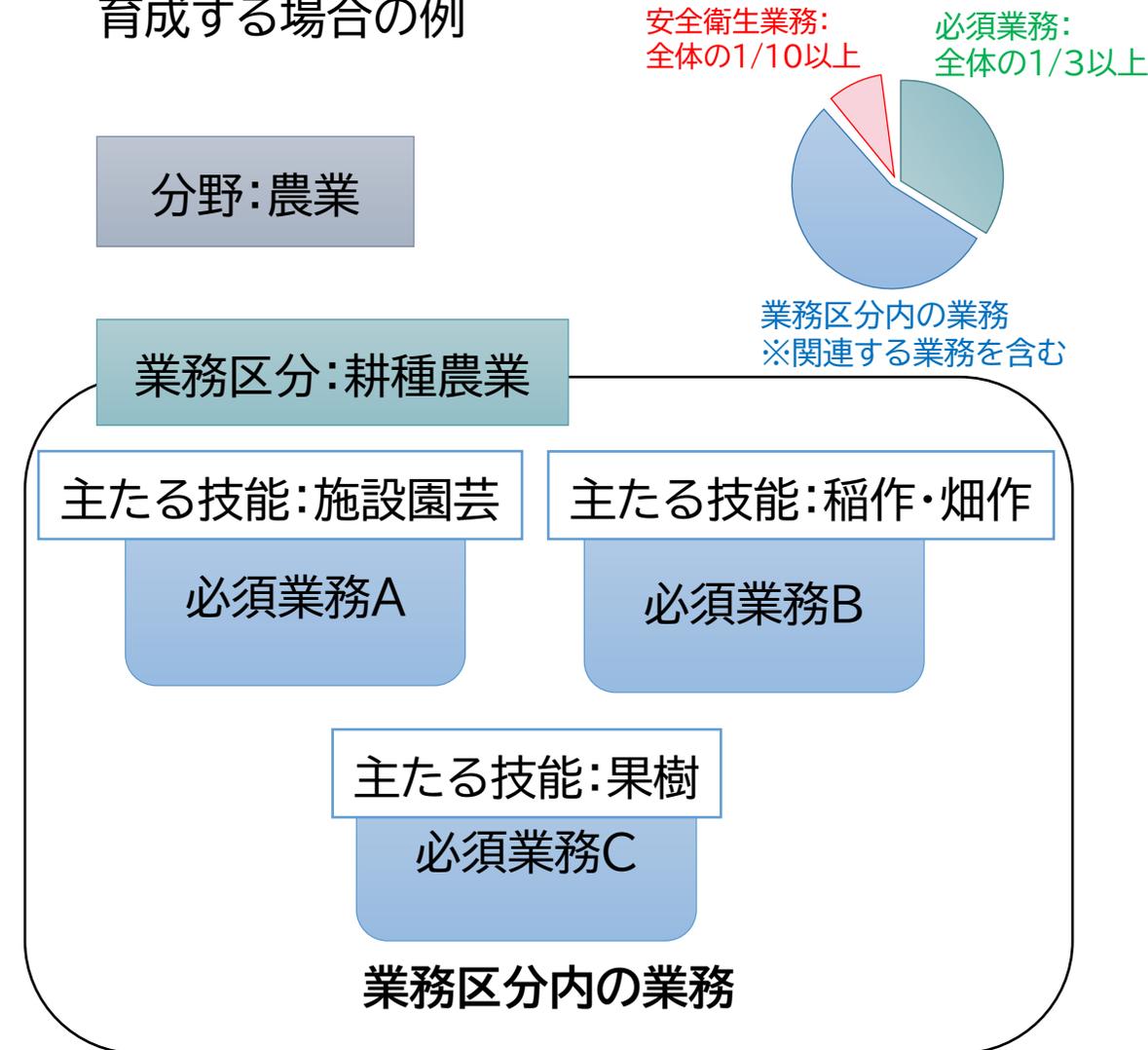
※ このほか、関連業務（技能を要しないが日本人等が通常付随的に従事する業務）にも付随的に従事可能

育成就労：技能について

① 業務区分単位で育成する場合の例



② 業務区分内に複数主たる技能を設定して育成する場合の例



分野別運用方針について

分野別運用方針の内容

- 特定産業分野/育成就労産業分野の名称
 - 人材不足の状況:受入れの目的、国内人材確保のための取組、受入れの必要性、受入れ見込数
 - 在留資格認定証明書の交付/育成就労認定の停止/再開措置
 - キャリア形成等に関する事項
 - 特定技能制度/育成就労制度に関する事項
 - 技能水準、日本語能力水準
 - 業務区分、従事する業務、雇用形態
 - 特定技能所属機関/育成就労実施者の要件
 - 監理支援機関の要件
- など



詳細は、運用要領や運用要領別冊、協議会規則などに記載される

分野別運用方針について(概要)

1 特定産業・育成就労産業分野

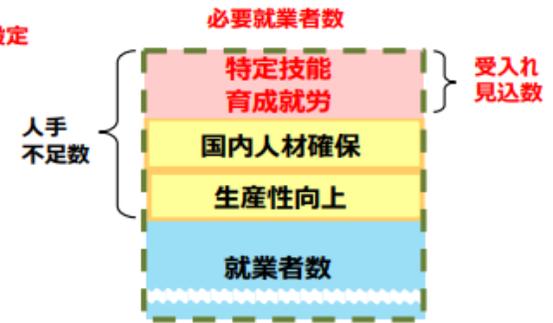
| | | | | | | | | |
|-----------|------------|------|--------------------------|-----------|--|---------------|--|--|
| ■ : 既存分野 | | | ■ : 既存分野のうち新たな業務等を追加する分野 | | | ■ : 新たに追加する分野 | | |
| 介護分野 | ビルクリーニング分野 | 建設分野 | 工業製品製造業分野 | リネンサプライ分野 | | | | |
| 造船・舶用工業分野 | 自動車整備分野 | 宿泊分野 | 航空分野 | 物流倉庫分野 | | | | |
| 自動車運送業分野 | 農業分野 | 漁業分野 | 鉄道分野 | 資源循環分野 | | | | |
| 外食業分野 | 木材産業分野 | 林業分野 | 飲食料品製造業分野 | | | | | |

※特定産業分野は19分野、育成就労産業分野は17分野である（自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。）

2 人材不足の状況・受入れ見込数

※特定技能は、従来の受入れ見込数より減少
育成就労は、技能実習では設定がなかった受入れ見込数を新たに設定

- 5年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二3（3））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。
- 受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和6年3月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。



特定技能80万5,700人、育成就労42万6,200人 計123万1,900人 (令和11年3月末まで)

| 分野 | 介護 | ビルクリーニング | 建設 | 造船・舶用工業 | 自動車整備 | 宿泊 | 自動車運送業 | 農業 | 漁業 | 外食業 | 林業 | 木材産業 | 工業製品製造業 | 航空 | 鉄道 | 飲食料品製造業 | リネンサプライ | 物流倉庫 | 資源循環 | 合計 |
|------------------|---------|----------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|---------|-------|-------|---------|---------|--------|-------|-----------|
| 参考：特定技能 (R6.3設定) | 135,000 | 37,000 | 80,000 | 36,000 | 10,000 | 23,000 | 24,500 | 78,000 | 17,000 | 53,000 | 1,000 | 5,000 | 173,300 | 4,400 | 3,800 | 139,000 | | | | 820,000 |
| 特定技能 | 126,900 | 32,200 | 76,000 | 23,400 | 9,400 | 14,800 | 22,100 | 73,300 | 14,800 | 50,000 | 900 | 4,500 | 199,500 | 4,900 | 2,900 | 133,500 | 4,300 | 11,400 | 900 | 805,700 |
| 育成就労 | 33,800 | 7,300 | 123,500 | 13,500 | 9,900 | 5,200 | | 26,300 | 2,600 | 5,300 | 500 | 2,200 | 119,700 | | 1,100 | 61,400 | 3,400 | 6,900 | 3,600 | 426,200 |
| 分野全体 | 160,700 | 39,500 | 199,500 | 36,900 | 19,300 | 20,000 | 22,100 | 99,600 | 17,400 | 55,300 | 1,400 | 6,700 | 319,200 | 4,900 | 4,000 | 194,900 | 7,700 | 18,300 | 4,500 | 1,231,900 |

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ
※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

分野別運用方針について(概要)

3 人材の基準

(1) 一般的(※)な技能水準、日本語能力水準は次のとおり。

| | 育成就労の就労開始時 | 育成就労1年経過時 | 本人意向による転籍時 | 育成就労終了時・特定技能1号 | 特定技能2号 |
|---------|--------------------------|------------------|------------------|-----------------------------|------------|
| 技能水準 | — | 育成就労評価試験 (初級) | 育成就労評価試験 (初級) | 特定技能1号評価試験 育成就労評価試験(専門級) | 特定技能2号評価試験 |
| 日本語能力水準 | A1相当以上又は A1に相当する講習の受講 | A1相当以上 | A2.1相当以上 | A2.2相当以上 | B1相当以上 |

※ 分野によっては、より高い日本語能力水準を求める場合もある。

(2) 自動車運送業分野において、特定技能1号のバス・タクシー運転者の業務区分に求められる日本語能力水準は原則としてB1である。

➡ 日本語サポーターの同乗により、イレギュラー事象に適切に対処できることなどの条件を満たす場合、A2.2に引き下げる。

4 制度の運用に関する重要事項

(1) 転籍

育成就労制度においては、本人意向による転籍が認められているが、転籍制限期間は、1年とすることを目指しつつも、当分の間、育成就労産業分野ごとに、その業務内容等を踏まえて1年から2年までの範囲内で設定することとなっている(基本方針第四2(1)工)。

| | 介護 | ビルク リーニン グ | 建設 | 造船・船 用工業 | 自動車 整備 | 宿泊 | 自動車 運送業 | 農業 | 漁業 | 外食業 | 林業 | 木材産業 | 工業製品 製造業 | 航空 | 鉄道 | 飲食品 製造業 | リネンサ プライ | 物流倉庫 | 資源管理 |
|--------------------------------------|----|------------------|----|-------------|-----------|----|------------|----|----|-----|----|------|-------------|----|----|------------|-------------|------|------|
| 1年を超える転籍制限 (「—」は転籍制限期間 が1年の分野) | 2年 | — | 2年 | 2年 | 2年 | — | | — | — | 2年 | — | — | 2年 | | — | 2年 | — | — | 2年 |

(2) 上乗せ基準

制度の適正性を確保するため、受入れ機関等に関し、省令により全分野共通の基準を設けているが、分野の特有の事情に鑑みこれに上乗せして当該分野独自の基準を告示により定めるもの。 ※上乗せ基準については一例(特：特定技能 育：育成就労)

| | 介護 | ビルク リーニン グ | 建設 | 造船・船 用工業 | 自動車 整備 | 宿泊 | 自動車 運送業 | 農業 | 漁業 | 外食業 | 林業 | 木材産業 | 工業製品 製造業 | 航空 | 鉄道 | 飲食品 製造業 | リネンサ プライ | 物流倉庫 | 資源管理 |
|--|-----|------------------|-----|-------------|-----------|-----|------------|-----|-----|-----|-----|------|-------------|----|----|------------|-------------|------|------|
| 事業者の範囲の限定 (許認可等) ※外国人受入れの際 に特に求めるもの | 育 | 特・育 | 特・育 | — | 特・育 | 特・育 | 特 | 特・育 | — | 特・育 | 特・育 | — | — | 特 | — | 育 | 特・育 | 特・育 | 特・育 |
| 受入事業実施法人 への加入等 | — | — | 特 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 特・育 | — | — | — | — | — | — |
| 受入れ機関の 受入人数上限 | 特・育 | — | 特・育 | — | — | — | — | — | 特・育 | — | 育 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 整理支那機関等の範囲 | 育 | — | — | — | 特・育 | — | — | — | 育 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

育成就労制度の分野別運用方針

育成就労の就労を開始する前(入国後講習後)

| 業務区分 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 本人意向による転籍 | | | 育成終了時 | |
|-------|---------|----------|----------------|---|--|----------|----------|-----------------|---------------------------|
| | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 制限期間 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 介護 | なし | A2.2相当以上 | 介護育成就労評価試験(初級) | A2.2相当以上及び日本語学習プランの作成(B1相当以上の試験に合格の場合は作成不要) | 2年 | 1年経過時と同様 | A2.2相当以上 | 介護育成就労評価試験(専門級) | A2.2相当以上及び介護特定技能評価試験(日本語) |
| 主たる技能 | | | | | 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者が講じるべき待遇向上策 | | | | |
| 身体介護等 | | | | | 介護職員等処遇改善加算の取得等の要件を満たすものに加えて、育成就労外国人ごとに育成就労キャリア支援プランを作成する。 | | | | |

厚生労働省が策定する育成・キャリア形成プログラム

育成就労及び特定技能1号に係る専門技能や日本語能力等の修得を内容とし、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ確かな育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 基礎的な技能を修得し、上長からの指示に従い現場で単独で業務を行うことができるよう介護育成就労評価試験の合格を目指す。
- ② 自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行し、又は、監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行するために必要な実務経験を得る。

監理支援機関の要件

- 監理支援機関は、次のいずれかに該当する法人とする。
 - ① 商工会議所(監理支援を行う監理型育成就労実施者が当該商工会議所の会員である場合に限る。)、商工会(監理支援を行う監理型育成就労実施者が当該商工会の会員である場合に限る。)、中小企業団体(監理支援を行う監理型育成就労実施者が当該中小企業団体の組合員又は会員である場合に限る。)、職業訓練法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉連携推進法人
 - ② 当該法人の目的に介護、医療又は社会福祉の発展に寄与することが含まれる全国的な団体(その支部を含む。)であって、介護又は医療に従事する事業者により構成されるもの
- 修得させようとする技能について、一定程度の経験又は知識を有する**役員又は職員が、5年以上介護の業務に従事した経験を有する介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者**である

育成就労計画の作成の指導について

出典：パブリックコメントHP「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき介護分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等(案)」より

育成就労実施者の要件

- 事業所が介護等の業務を行うものである。
- 事業所で受け入れることができる育成就労外国人は、**事業所単位**で、**日本人等の常勤介護職員の総数を上限**とし、ケアの質の担保や適切な指導体制を確保できる人数にする
- 育成就労の協議会において協議が調った措置を講じる。育成就労の協議会に対し、必要な協力を行う。
- 厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う
- 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程等を修了し、実務経験等を有する育成就労外国人のみを**訪問介護**等の業務に従事させることとし、その場合にあつては、次に掲げる事項を遵守する
 - i 育成就労外国人に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行う
 - ii 育成就労外国人が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行う
 - iii 育成就労外国人に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成する
 - iv ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずる
 - v 育成就労外国人が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行う
- 次のいずれかを満たす**事業所**とする。
 - i 事業所が開設後3年以上経過している
 - ii 当該事業所を経営する法人において、介護等の業務を行う他の事業所の開設後3年以上経過しているものである
 - iii 当該事業所を経営する法人について、次に掲げるいずれにも該当する
 - (i) 当該事業所の利用者及びその家族が安心してサービスを利用することができるよう、育成就労外国人に対する研修体制及びその実施が確保されている
 - (ii) 育成就労外国人並びに当該事業所の職員及び利用者等からの相談体制が確保されている
 - (iii) 育成就労外国人の受入れについて、受入れ開始前に当該事業所の職員並びに当該事業所を利用する者及びその家族等に対して、説明会等が行われている
 - (iv) 育成就労外国人の受入れに関して、当該事業所を経営する法人内における協議体制が確保されている
- 育成就労外国人に**夜勤業務**その他少人数の状況の下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあつては、利用者の安全の確保等のために**必要な措置を講ずる**こととしている
- **育成就労指導員**のうち**1名以上**が、**介護福祉士**の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者である。また、**育成就労外国人5名につき、1名以上の育成就労指導員**を選任している。

育成就労の内容に係る要件

- **入国後講習の日本語科目**については、その授業時間数が**240時間**(育成就労外国人が試験その他の方法により「日本語教育の参照枠」の**B1相当以上**の水準と証明されている場合は**80時間**)**以上**であることとし、当該科目の講義は、日本語教育に関する課程を修めて大学を卒業した者等により行われることとしている。
- **入国後講習の介護技能の修得に資する知識に係る科目**については、その授業時間数が**42時間以上**であることとし、当該科目の講義は、介護福祉士養成施設等の教員として介護の教育内容を教授した経験を有する者等により行われることとしている。

パブリックコメントにおける案

入国後講習の日本語科目

- 入国前講習を行った場合、内容に応じて時間数を免除することができる。
- 講義の総時間数が240時間以上であり、次の表の教育内容及び時間を標準として日本語科目の講義が行われる。
- 大学(短期大学を除く。)又は大学院において日本語教育に関する課程を修めて当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者により講義が行われる。

| 科目 | 教育内容 | 時間数 |
|-----|--------|-----|
| 日本語 | 総合日本語 | 100 |
| | 聴解 | 20 |
| | 読解 | 13 |
| | 文字 | 27 |
| | 発音 | 7 |
| | 会話 | 27 |
| | 作文 | 6 |
| | 介護の日本語 | 40 |
| 合計 | 240 | |

▼育成就労外国人が自立して日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を有していることが証明されている場合

| 科目 | 教育内容 | 時間数 |
|-----|--------|-----|
| 日本語 | 発音 | 7 |
| | 会話 | 27 |
| | 作文 | 6 |
| | 介護の日本語 | 40 |
| | 合計 | 80 |

入国後講習の技能の修得に資する知識の科目

- 入国前講習を行った場合、内容に応じて時間数を免除することができる。
- 教育内容及び講義の時間数が次の表に定めるもの以上である。
- 介護福祉士養成施設等の教員として介護に関して講義をした経験を有する者その他これと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者により講義が行われる。

| 科目 | 教育内容 | 時間数 |
|-------------|-------------|-----|
| 技能の修得に資する知識 | 介護の基本I・II | 6 |
| | コミュニケーション技術 | 6 |
| | 移動の介護 | 6 |
| | 食事の介護 | 6 |
| | 排泄の介護 | 6 |
| | 衣服の着脱の介護 | 6 |
| | 入浴・身体の清潔の介護 | 6 |
| | 合計 | 42 |

他に「育成就労外国人の数」など

ビルクリーニング 育成就労

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

| 業務区分 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 本人意向による転籍 | | | 育成終了時 | |
|--|---------|--|------------------------|---------|---|----------|----------|----------------------|----------|
| | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 制限期間 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| ビルクリーニング | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | ビルクリーニング分野育成就労評価試験(初級) | A1相当以上 | 1年 | 1年経過時と同様 | A2.1相当以上 | ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験 | A2.2相当以上 |
| 主たる技能 | | | | | 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者が講じるべき待遇向上策 | | | | |
| ビルクリーニング | | | | | | | | | |
| 厚生労働省が策定する育成・キャリア形成プログラム | | | | | | | | | |
| <p>育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る専門技能や日本語能力等の修得を内容とし、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。</p> <p>① 特定技能外国人又は育成就労外国人が目指すレベル(求められる役割・作業)</p> <p>② 習得する専門技能・日本語能力</p> <p>③ キャリアアップに向けた経験(現場管理等)</p> | | | | | | | | | |
| 育成就労実施者の要件 | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事より、建築物衛生法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業又は同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所において育成就労外国人を受け入れることとしている。 育成就労の協議会において協議が調った措置を講じる。育成就労の協議会に対し、必要な協力を行う。 厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う。 育成就労雇用契約に基づき育成就労外国人をビルクリーニング分野の実務に従事させたときは、当該育成就労外国人からの求めに応じ、当該育成就労外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を交付し、又は提供する。 | | | | | | | | | |

ビルクリーニング

リネンサプライ 育成就労

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

| 業務区分 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 本人意向による転籍 | | | 育成終了時 | |
|------------------|---------|---|-----------------------|---------|---|----------|----------|---------------------|----------|
| | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 制限期間 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| リネンサプライ | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | リネンサプライ分野育成就労評価試験(初級) | A1相当以上 | 1年 | 1年経過時と同様 | A2.1相当以上 | リネンサプライ分野特定技能1号評価試験 | A2.2相当以上 |
| 主たる技能 | | | | | 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者が講じるべき待遇向上策 | | | | |
| リネンサプライ 仕上げ作業 | | | | | | | | | |

リネンサプライ

厚生労働省が策定する育成・キャリア形成プログラム

育成就労及び特定技能1号に係るリネンサプライ分野における育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ①特定技能外国人又は育成就労外国人が目指すレベル(求められる役割・作業) ②習得する専門技能・日本語能力 ③キャリアアップに向けた経験(現場管理等)

育成就労実施者の要件

- ・ 業界団体が定めた「衛生基準」の認定を受けた施設において育成就労外国人を受け入れることとしている
- ・ 育成就労の協議会において協議が調った措置を講じる。育成就労の協議会に対し、必要な協力を行う。
- ・ 厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う
- ・ 育成就労雇用契約に基づき育成就労外国人をリネンサプライ分野の実務に従事させたときは、当該育成就労外国人からの求めに応じ、当該育成就労外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を交付し、又は提供する

パブリックコメントにおける案

※育成就労を行わせる事業所が、一般社団法人日本リネンサプライ協会が運用するリネンサプライ業に係る洗濯施設及び設備に関する衛生基準又は一般財団法人医療関連サービス振興会が運用する寝具類洗濯業務に関する基準に適合する旨の認定を受けたものであること

出典：パブリックコメントHP「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づきリネンサプライ分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準(案)について(概要)」より

工業製品製造業 育成就労

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

| 業務区分 (主たる技能) | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 本人意向による転籍 | | | 育成終了時 | |
|-------------------|---------|---|---|---------|---|----------|----------|---|----------|
| | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 制限期間 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 17区分 (業務区分による) | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 技能検定(基礎級) 又は 育成就労評価試験(初級) ※業務区分、主たる技能による | A1相当以上 | 2年 | 1年経過時と同様 | A2.1相当以上 | 技能検定(3級) 又は 育成就労評価試験(専門級) 又は 特定技能1号評価試験 ※業務区分、主たる技能による | A2.2相当以上 |
| | | | | | 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者が講じるべき待遇向上策 | | | | |

経済産業省が策定する育成・キャリア形成プログラム

育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る製造業分野における育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予測できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

①目指すレベル(求められる役割・作業) ②必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習

育成就労実施者の要件

- 育成就労外国人受入事業実施法人(JAIM)に所属する。
- 育成就労外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、経済産業大臣が定める産業を行っている。
- 育成就労の協議会において協議が調った措置を講じる。
- 経済産業省又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行う。

工業製品製造業

工業製品製造業 育成就労

※緑字は新規追加

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

工業製品製造業

機械金属加工

| 業務区分 | 主たる技能 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 育成終了時 | |
|--------------|---|---------------------------|---|-----------------------------|---------|------------------------------|----------|
| | | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 機械金属加工 | 鋳鉄鋳物鋳造、非鉄金属鋳物鋳造、ハンマ型鍛造、プレス型鍛造、ホットチャンバダイカスト、コールドチャンバダイカスト、普通旋盤、フライス盤、数値制御旋盤、マシニングセンタ、金属プレス、構造物鉄工、機械板金、治工具仕上げ、金型仕上げ、機械組立仕上げ、機械検査、機械系保全、電子機器組立て、回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て、回転電機巻線製作、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形、手積み積層成形、建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装、噴霧塗装、工業包装 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 技能検定試験(基礎級) | A1相当以上 | 技能検定試験(3級) | A2.2相当以上 |
| | アルミニウム圧延・押出製品製造(引抜加工)、アルミニウム圧延・押出製品製造(仕上げ) | | | アルミニウム圧延・押出製品製造育成就労評価試験(初級) | | アルミニウム圧延・押出製品製造育成就労評価試験(専門級) | |
| | 全体熱処理、表面熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化)、部分熱処理(高周波熱処理・炎熱処理) | | | 金属熱処理育成就労評価試験(初級) | | 金属熱処理育成就労評価試験(専門級) | |
| | 手溶接、半自動溶接 | | | 溶接育成就労評価試験(初級) | | 溶接育成就労評価試験(専門級) | |
| | ビーズ法発泡スチロール成形 | | | ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験(初級) | | ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験(専門級) | |
| プラスチック成形材料製造 | プラスチック成形材料製造育成就労評価試験(初級) | プラスチック成形材料製造育成就労評価試験(専門級) | | | | | |

2026年度に追加が検討されている主な技能(機械金属加工)

- 真空成型
- フィルム加工(ドライラミネート、押出ラミネート、スリット、製袋、フラットヤーン)
- 航空機部品組立て

出典：経済産業省HP「工業製品製造業分野における育成就労制度の受入れ対象について」より

2026年度に追加が検討されている主な技能(電気電子機器組立て)

- ・ 真空成型
- ・ フィルム加工(ドライラミネート、押出ラミネート、スリット、製袋、フラットヤーン)

| 業務区分 | 主たる技能 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 育成終了時 | |
|----------------------|---|---------|---|---------------------------|---------|----------------------------|----------|
| | | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 工業製品製造業 電気電子機器組立て | 普通旋盤、フライス盤、数値制御旋盤、マシニングセンタ、治工具仕上げ、金型仕上げ、機械組立仕上げ、機械検査、機械系保全、電子機器組立て、回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て、回転電機巻線製作、プリント配線板設計、プリント配線板製造、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形、手積み積層成形、工業包装 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 技能検定試験(基礎級) | A1相当以上 | 技能検定試験(3級) | A2.2相当以上 |
| | ビーズ法発泡スチロール成形 | | | ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験(初級) | | ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験(専門級) | |
| | プラスチック成形材料製造 | | | プラスチック成形材料製造育成就労評価試験(初級) | | プラスチック成形材料製造育成就労評価試験(専門級) | |
| 金属表面処理 | 電気めっき、溶融亜鉛めっき、陽極酸化処理 | | | 技能検定試験(基礎級) | | 技能検定試験(3級) | |

2026年度に追加が検討されている主な技能(金属表面処理)

- ・ バフ研磨

2026年度に追加が検討されている主な技能(紙器・段ボール箱製造)

・パルプ製造 ・紙製造(抄紙、仕上) ・貼合上流工程 ・貼合下流工程

| 業務区分 | 主たる技能 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 育成終了時 | |
|---------|------------|--------------------|---|------------------------|---------|-------------------------|----------|
| | | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 工業製品製造業 | 紙器・段ボール箱製造 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 技能検定試験(基礎級) | A1相当以上 | 技能検定試験(3級) | A2.2相当以上 |
| | コンクリート製品製造 | | | コンクリート製品製造育成就労評価試験(初級) | | コンクリート製品製造育成就労評価試験(専門級) | |
| | RPF製造 | | | RPF製造育成就労評価試験(初級) | | 製造分野特定技能1号評価試験(RPF製造) | |
| | 陶磁器製品製造 | | | 陶磁器工業製品製造育成就労評価試験(初級) | | 陶磁器工業製品製造育成就労評価試験(専門級) | |
| | 印刷・製本 | | | オフセット印刷、製本 | | 技能検定試験(基礎級) | |
| グラビア印刷 | | グラビア印刷育成就労評価試験(初級) | グラビア印刷育成就労評価試験(専門級) | | | | |

2026年度に追加が検討されている主な技能(陶磁器製品製造)

・タイル成形 ・衛生陶器成形

工業製品製造業 育成就労

※緑字は新規追加

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

工業製品製造業

| 業務区分 | 主たる技能 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 育成終了時 | |
|--------|---|---------------------|---|------------------------|---------|-------------------------|----------|
| | | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 紡織製品製造 | 糸浸染、織物・ニット浸染、靴下製造、丸編みニット製造 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 技能検定試験(基礎級) | A1相当以上 | 技能検定試験(3級) | A2.2相当以上 |
| | 紡績運転(前紡工程)、紡績運転(精紡工程)、紡績運転(巻糸工程)、紡績運転(合ねん糸工程) | | | 紡績運転育成就労評価試験(初級) | | 紡績運転育成就労評価試験(専門級) | |
| | 織布運転(準備工程)、織布運転(製織工程)、織布運転(仕上工程) | | | 織布運転育成就労評価試験(初級) | | 織布運転育成就労評価試験(専門級) | |
| | たて編ニット生地製造 | | | たて編ニット生地製造育成就労評価試験(初級) | | たて編ニット生地製造育成就労評価試験(専門級) | |
| | 織じゅうたん製造、タフテッドカーペット製造、ニードルパンチカーペット製造 | | | カーペット製造育成就労評価試験(初級) | | カーペット製造育成就労評価試験(専門級) | |
| | 製網 | | | 製網育成就労評価試験(初級) | | 製網育成就労評価試験(専門級) | |
| 縫製 | 婦人子供既製服縫製、紳士既製服製造、寝具製作、帆布製品製造、ワイシャツ製造 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 染色(捺染) | A1相当以上 | 染色(捺染)育成就労評価試験(専門級) | A2.2相当以上 |
| | 技能検定試験(基礎級) | | | 技能検定試験(3級) | | | |
| | 下着類製造 | | | 下着類製造育成就労評価試験(初級) | | 下着類製造育成就労評価試験(専門級) | |
| | 自動車シート縫製 | | | 自動車シート縫製育成就労評価試験(初級) | | 自動車シート縫製育成就労評価試験(専門級) | |
| | タオル製造 | | | タオル製造育成就労評価試験(初級) | | タオル製造育成就労評価試験(専門級) | |
| カーテン縫製 | カーテン縫製育成就労評価試験(初級) | カーテン縫製育成就労評価試験(専門級) | | | | | |

工業製品製造業 育成就労

※緑字は新規追加

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

| 業務区分 | 主たる技能 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 育成終了時 | | |
|-----------|--|---------|---|---|---------|------------------------|----------|-------------------------|
| | | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | |
| 電線・ケーブル製造 | 電線・ケーブル製造 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 電線・ケーブル製造育成就労評価試験(初級) | A1相当以上 | 電線・ケーブル製造育成就労評価試験(専門級) | A2.2相当以上 | |
| | プレハブ住宅製品製造 | | | 大工工事、タイル張り、普通旋盤、金属プレス、構造物鉄工、機械板金、建築塗装、金属塗装、噴霧塗装 | | 技能検定試験(基礎級) | | 技能検定試験(3級) |
| | | | | 手溶接、半自動溶接 | | 溶接育成就労評価試験(初級) | | 溶接育成就労評価試験(専門級) |
| 家具製造 | 金属プレス、機械板金、家具手加工、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形、金属塗装、噴霧塗装、工業包装 | | | コンクリート製品製造 | | コンクリート製品製造育成就労評価試験(初級) | | コンクリート製品製造育成就労評価試験(専門級) |
| 家具製造 | 手溶接、半自動溶接 | | | 技能検定試験(基礎級) | | 技能検定試験(3級) | | |
| | 家具組立て | | | 溶接育成就労評価試験(初級) | | 溶接育成就労評価試験(専門級) | | |
| | マットレス製造 | | | 家具組立て育成就労評価試験(初級) | | 家具組立て育成就労評価試験(専門級) | | |
| | 家具シート縫製 | | | マットレス製造育成就労評価試験(初級) | | マットレス製造育成就労評価試験(専門級) | | |
| | 家具シート縫製 | | | 家具シート縫製育成就労評価試験(初級) | | 家具シート縫製育成就労評価試験(専門級) | | |

工業製品製造業 育成就労

※緑字は新規追加

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

| 業務区分 | 主たる技能 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 育成終了時 | | |
|---------|-------------|---------|---|---------------------------|---------|---------------------------|----------|---------------------|
| | | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | |
| 工業製品製造業 | 定形・不定形耐火物製造 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 定形耐火物製造育成就労評価試験(初級) | A1相当以上 | 定形耐火物製造育成就労評価試験(専門級) | A2.2相当以上 | |
| | 不定形耐火物製造 | | | 不定形耐火物製造育成就労評価試験(初級) | | 不定形耐火物製造育成就労評価試験(専門級) | | |
| | 生コンクリート製造 | | | 生コンクリート製造育成就労評価試験(初級) | | 製造分野特定技能1号評価試験(生コンクリート製造) | | |
| | ゴム製品製造 | | | 成形加工、押出し加工、混練り圧延加工、複合積層加工 | | ゴム製品製造育成就労評価試験(初級) | | ゴム製品製造育成就労評価試験(専門級) |
| | かばん製造 | | | かばん製造 | | かばん製造育成就労評価試験(初級) | | かばん製造育成就労評価試験(専門級) |

【参考：産業分類案】工業製品製造業 育成就労

- 工業製品製造業分野における育成就労外国人の受入れは、外国人が活動する事業所が次の日本標準産業分類に該当することが必要。

※青字：2026年1月時点で受入れが可能な産業分類、赤字：対象追加の調整を行っている産業分類

| コード | 項目名 |
|-----------|--|
| 11 | 繊維工業 |
| 12 | 木材・木製品製造業（家具を除く） |
| (対象) | |
| 1221 | 造作材製造業（建具を除く） |
| 1224 | 建築用木製組立材料製造業 |
| 13 | 家具・装備品製造業 |
| (対象) | |
| 131 | 家具製造業 |
| 1391 | 事務所用・店舗用装備品製造業 |
| 1393 | 鏡縁・額縁製造業 |
| 1399 | 他に分類されない家具・装備品製造業 (ただし、黑板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る) |
| 14 | パルプ・紙・紙加工品製造業 |
| (対象) | |
| 141 | パルプ製造業 |
| 1421～1423 | 洋紙製造業、板紙製造業、機械すき和紙製造業 |
| 1431、1432 | 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）、段ボール製造業 |
| 144、145 | 紙製品製造業、紙製容器製造業 |
| 149 | その他のパルプ・紙・紙加工品製造業 |

| コード | 項目名 |
|-----------|----------------------|
| 15 | 印刷・同関連業 |
| 16 | 化学工業 |
| 17 | 石油精製業 |
| 18 | プラスチック製品製造業 |
| 19 | ゴム製品製造業 |
| 20 | なめし革・同製品・毛皮製造業 |
| (対象) | |
| 206 | かばん製造業 |
| 21 | 窯業・土石製品製造業 |
| (対象) | |
| 2122 | 生コンクリート製造業 |
| 2123 | コンクリート製品製造業 |
| 2129 | その他のセメント製品製造業 |
| 2141 | 衛生陶器製造業 |
| 2142 | 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業 |
| 2143、2146 | 陶磁器製置物製造業、陶磁器製タイル製造業 |
| 2151、2152 | 耐火れんが製造業、不定形耐火物製造業 |
| 2194 | 鋳型製造業（中子を含む） |

【参考：産業分類案】工業製品製造業 育成就労

※青字：2026年1月時点で受入れが可能な産業分類、赤字：対象追加の調整を行っている産業分類

| コード | 項目名 | コード | 項目名 |
|------|-------------------------------|------|--|
| 22 | 鉄鋼業 | 24 | 金属製品製造業 |
| (対象) | | (対象) | |
| 2211 | 高炉による製鉄業 | 2422 | 機械刃物製造業 |
| 2212 | 高炉によらない製鉄業 | 2424 | 作業工具製造業 |
| 222 | 製鋼・製鋼圧延業 | 2431 | 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く） |
| 2231 | 熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く） | 2432 | ガス機器・石油機器製造業 |
| 2232 | 冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く） | 2441 | 鉄骨製造業 |
| 2234 | 鋼管製造業 | 2442 | 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く） |
| 2236 | 磨棒鋼製造業 | 2443 | 金属製サッシ・ドア製造業 |
| 2237 | 引抜鋼管製造業 | 2444 | 鉄骨系プレハブ住宅製造業 |
| 225 | 鉄素形材製造業 | 2446 | 製缶板金業（ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯蔵製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る） |
| 2291 | 鉄鋼シャースリット業 | 245 | 金属素形材製品製造業 |
| 2299 | 他に分類されない鉄鋼業 （ただし、鉄粉製造業に限る） | 2461 | 金属製品塗装業 |
| 23 | 非鉄金属製造業 | 2462 | 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く） |
| (対象) | | 2464 | 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く） |
| 2332 | アルミニウム・同合金圧延業 （抽伸、押出しを含む） | 2465 | 金属熱処理業 |
| 2341 | 電線・ケーブル製造業 （光ファイバケーブルを除く） | 2469 | その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る） |
| 235 | 非鉄金属素形材製造業 | 2471 | くぎ製造業 |
| | | 2479 | その他の金属線製品製造業（ただし、溶接材料製造業に限る） |
| | | 248 | ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 |
| | | 2499 | 他に分類されない金属製品製造業（ただし、ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る） |
| | | 25 | はん用機械器具製造業 |
| | | (対象) | 「2591 消火器具・消火装置製造業」を除く |

【参考：産業分類案】工業製品製造業 育成就労

※青字：2026年1月時点で受入れが可能な産業分類、赤字：対象追加の調整を行っている産業分類

| コード | 項目名 |
|------|--|
| 26 | 生産用機械器具製造業 |
| 27 | 業務用機械器具製造業 |
| (対象) | 「274 医療用機械器具・医療用品製造業」及び「276 武器製造業」を除く |
| 28 | 電子部品・デバイス・電子回路製造業 |
| 29 | 電気機械器具製造業 |
| (対象) | 「2922 内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。」 |
| 30 | 情報通信機械器具製造業 |
| 31 | 輸送用機械器具製造業 |
| (対象) | |
| 311 | 自動車・同附属品製造業 |
| 314 | 航空機・同附属品製造業 |
| 32 | その他の製造業 |
| (対象) | |
| 3253 | 運動用具製造業 |
| 3293 | パレット製造業 |
| 3295 | 工業用模型製造業 |
| 3299 | 他に分類されないその他の製造業（ただし、RPF製造業及び人体保護具製造業に限る） |
| 484 | こん包業 |

【参考：産業分類案】工業製品製造業 育成就労

- ・ 経済産業省が所管する製造業の産業分類のうち、工業製品製造業分野の対象産業分類に含まれていないものは、以下のとおり。以下の産業分類に該当する事業所は、育成就労制度では工業製品製造業分野での受入れができない。
- ・ 黄色セルは、2024年に法務省・厚労省が、技能実習制度を利用している事業所に対して行ったアンケートにおいて、技能実習制度を活用していると回答した事業所が確認されている産業分類。

| コード | 項目名 |
|-----------|--|
| 12 | 木材・木製品製造業（家具を除く） |
| 1225 | パーティクルボード製造業 |
| 1226 | 繊維板製造業 |
| 1231 | 竹・とう・きりゅう等容器製造業 |
| 1232 | 木箱製造業 |
| 1233 | たる・おけ製造業 |
| 1291 | 木材薬品処理業 |
| 1292 | コルク加工基礎資材・コルク製品製造業 |
| 1299 | 他に分類されない木製品製造業(竹、とうを含む) |
| 13 | 家具・装備品製造業 |
| 1321 | 宗教用具製造業 |
| 1331 | 建具製造業 |
| 1392 | 窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業 |
| 1399 | 他に分類されない家具・装備品製造業（※黑板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業以外） |

| コード | 項目名 |
|-----------|-------------------------------|
| 14 | パルプ・紙・紙加工品製造業 |
| 1424 | 手すき和紙製造業 |
| 1433 | 壁紙・ふすま紙製造業 |
| 16 | 化学工業 |
| 1619 | その他の化学肥料製造業 |
| 1621 | ソーダ工業 |
| 1622 | 無機顔料製造業 |
| 1623 | 圧縮ガス・液化ガス製造業 |
| 1629 | その他の無機化学工業製品製造業 |
| 1631 | 石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む） |
| 1633 | 発酵工業 |
| 1634 | 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 |
| 1635 | プラスチック製造業 |
| 1636 | 合成ゴム製造業 |
| 1639 | その他の有機化学工業製品製造業 |

※産業分類の詳細は、以下を参照

https://www.soumu.go.jp/main_content/000935526.pdf

【参考：産業分類案】工業製品製造業 育成就労

工業製品製造業分野の対象産業分類に含まれない産業分類（製造業に限る）

| コード | 項目名 |
|-----------|-----------------------------|
| 1641 | 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 |
| 1642 | 石けん・合成洗剤製造業 |
| 1643 | 界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く） |
| 1644 | 塗料製造業 |
| 1645 | 印刷インキ製造業 |
| 1646 | 洗浄剤・磨用剤製造業 |
| 1647 | ろうそく製造業 |
| 1661 | 仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む） |
| 1662 | 頭髪用化粧品製造業 |
| 1669 | その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業 |
| 1691 | 火薬類製造業 |
| 1693 | 香料製造業 |
| 1694 | ゼラチン・接着剤製造業 |
| 1695 | 写真感光材料製造業 |
| 1696 | 天然樹脂製品・木材化学製品製造業 |
| 1697 | 試薬製造業 |
| 1699 | 他に分類されない化学工業製品製造業 |
| 17 | 石油精製業 |
| 1711 | 石油精製業 |

| コード | 項目名 |
|-----------|--------------------------|
| 1721 | 潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの） |
| 1731 | コークス製造業 |
| 1741 | 舗装材料製造業 |
| 1799 | その他の石油製品・石炭製品製造業 |
| 20 | なめし革・同製品・毛皮製造業 |
| 2011 | なめし革製造業 |
| 2021 | 工業用革製品製造業（手袋を除く） |
| 2031 | 革製履物用材料・同附属品製造業 |
| 2041 | 革製履物製造業 |
| 2051 | 革製手袋製造業 |
| 2071 | 袋物製造業（ハンドバッグを除く） |
| 2072 | ハンドバッグ製造業 |
| 2081 | 毛皮製造業 |
| 2099 | その他のなめし革製品製造業 |
| 21 | 窯業・土石製品製造業 |
| 2111 | 板ガラス製造業 |
| 2112 | 板ガラス加工業 |
| 2113 | ガラス製加工素材製造業 |
| 2114 | ガラス容器製造業 |
| 2115 | 理化学用・医療用ガラス器具製造業 |

【参考：産業分類案】工業製品製造業 育成就労

工業製品製造業分野の対象産業分類に含まれない産業分類（製造業に限る）

| コード | 項目名 |
|------|-------------------|
| 2116 | 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業 |
| 2117 | ガラス繊維・同製品製造業 |
| 2119 | その他のガラス・同製品製造業 |
| 2121 | セメント製造業 |
| 2131 | 粘土がわら製造業 |
| 2132 | 普通れんが製造業 |
| 2139 | その他の建設用粘土製品製造業 |
| 2144 | 電気用陶磁器製造業 |
| 2145 | 理化学用・工業用陶磁器製造業 |
| 2147 | 陶磁器絵付業 |
| 2148 | 陶磁器用はい（坏）土製造業 |
| 2149 | その他の陶磁器・同関連製品製造業 |
| 2159 | その他の耐火物製造業 |
| 2161 | 炭素質電極製造業 |
| 2169 | その他の炭素・黒鉛製品製造業 |
| 2171 | 研磨材製造業 |
| 2172 | 研削と石製造業 |
| 2173 | 研磨布紙製造業 |
| 2179 | その他の研磨材・同製品製造業 |
| 2181 | 碎石製造業 |

| コード | 項目名 |
|------|-----------------------------|
| 2182 | 再生骨材製造業 |
| 2183 | 人工骨材製造業 |
| 2184 | 石工品製造業 |
| 2185 | けいそう土・同製品製造業 |
| 2186 | 鉱物・土石粉碎等処理業 |
| 2191 | ロックウール・同製品製造業 |
| 2192 | 石こう（膏）製品製造業 |
| 2193 | 石灰製造業 |
| 2199 | 他に分類されない窯業・土石製品製造業 |
| 22 | 鉄鋼業 |
| 2213 | フェロアロイ製造業 |
| 2233 | 冷間ロール成型形鋼製造業 |
| 2235 | 伸鉄業 |
| 2238 | 伸線業 |
| 2239 | その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く） |
| 2241 | 亜鉛鉄板製造業 |
| 2249 | その他の表面処理鋼材製造業 |
| 2292 | 鉄スクラップ加工処理業 |
| 2293 | 鋳鉄管製造業 |
| 2299 | 他に分類されない鉄鋼業（※鉄粉製造業以外） |

【参考：産業分類案】工業製品製造業 育成就労

工業製品製造業分野の対象産業分類に含まれない産業分類（製造業に限る）

| コード | 項目名 |
|-----------|---------------------------------|
| 23 | 非鉄金属製造業 |
| 2311 | 銅第1次製錬・精製業 |
| 2312 | 亜鉛第1次製錬・精製業 |
| 2319 | その他の非鉄金属第1次製錬・精製業 |
| 2321 | 鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む） |
| 2322 | アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む） |
| 2329 | その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む） |
| 2331 | 伸銅品製造業 |
| 2339 | その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押し出しを含む） |
| 2342 | 光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む） |
| 2391 | 核燃料製造業 |
| 2399 | 他に分類されない非鉄金属製造業 |
| 24 | 金属製品製造業 |
| 2411 | ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業 |
| 2421 | 洋食器製造業 |
| 2423 | 利器工匠具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く） |
| 2425 | 手引のこぎり・のこ刃製造業 |
| 2426 | 農業用器具製造業（農業用機械を除く） |
| 2429 | その他の金物類製造業 |

| コード | 項目名 |
|-----------|--|
| 2433 | 温風・温水暖房装置製造業 |
| 2439 | その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く） |
| 2445 | 建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く） |
| 2446 | 製缶板金業（※高圧ガス用溶接容器・バルク貯蔵製造業及びドラム缶・ペール缶製造業以外） |
| 2463 | 金属彫刻業 |
| 2469 | その他の金属表面処理業（※アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業以外） |
| 2479 | その他の金属線製品製造業（※溶接材料製造業以外） |
| 2491 | 金庫製造業 |
| 2492 | 金属製スプリング製造業 |
| 2499 | 他に分類されない金属製品製造業（※ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業以外） |
| 27 | 業務用機械器具製造業 |
| 2741 | 医療用機械器具製造業 |
| 2742 | 歯科用機械器具製造業 |
| 2743 | 医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む） |
| 2744 | 歯科材料製造業 |
| 2761 | 武器製造業 |

【参考：産業分類案】工業製品製造業 育成就労

工業製品製造業分野の対象産業分類に含まれない産業分類（製造業に限る）

| コード | 項目名 |
|-----------|-----------------------------|
| 31 | 輸送用機械器具製造業 |
| 3151 | フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業 |
| 3159 | その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 |
| 3191 | 自転車・同部分品製造業 |
| 3199 | 他に分類されない輸送用機械器具製造業 |
| 32 | その他の製造業 |
| 3211 | 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品製造業 |
| 3212 | 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工業 |
| 3219 | その他の貴金属製品製造業 |
| 3221 | 装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く） |
| 3222 | 造花・装飾用羽毛製造業 |
| 3223 | ボタン製造業 |
| 3224 | 針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業 |
| 3229 | その他の装身具・装飾品製造業 |
| 3231 | 時計・同部分品製造業 |
| 3241 | ピアノ製造業 |
| 3249 | その他の楽器・楽器部品・同材料製造業 |
| 3251 | 娯楽用具・がん具製造業（人形を除く） |
| 3252 | 人形製造業 |

| コード | 項目名 |
|------|--------------------------------------|
| 3261 | 万年筆・ペン類・鉛筆製造業 |
| 3262 | 毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く） |
| 3269 | その他の事務用品製造業 |
| 3271 | 漆器製造業 |
| 3281 | 麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業 |
| 3282 | 畳製造業 |
| 3283 | うちわ・扇子・ちょうちん製造業 |
| 3284 | ほうき・ブラシ製造業 |
| 3285 | 喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く） |
| 3289 | その他の生活雑貨製品製造業 |
| 3291 | 煙火製造業 |
| 3292 | 看板・標識機製造業 |
| 3294 | モデル・模型製造業 |
| 3296 | 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く） |
| 3297 | 眼鏡製造業（枠を含む） |
| 3299 | 他に分類されないその他の製造業（※RPF製造業及び人体保護具製造業以外） |

「中分類11 繊維工業」に該当する事業所

育成就労制度 (案)

○ 「中分類 11 繊維工業」に該当する事業所は、以下①～④の4要件を満たすこととする。

① 国際的な人権基準に適合し事業を行っていること

※繊維産業の実情を踏まえ、以下の(i)に加え、育成就労制度施行後5年間(ii)も選択できることとする。

(i) 経済産業省が指定する認証・監査への対応

(ii) 受入れ事業者及び監理支援機関による「繊維産業の監査要求事項・評価基準(JASTI)」に関する研修の受講及び受入れ事業者による自己チェック

※自己チェックについては、労務担当者の署名+従業員が確認できる場所への掲示をあわせて行う。

② 勤怠管理を電子化していること

③ パートナースhip構築宣言を実施していること

④ 育成就労外国人の給与を月給制とすること

※:「中分類11繊維工業」の事業者の育成就労制度の支援を行う監理支援機関のうち、監理支援を行う受入れ事業者がJASTIに関する研修及び自己チェックで上乗せ要件に対応する者については、JASTIに関する研修の受講を義務付け、JASTIの知見も踏まえ「中分類11繊維工業」の事業者に対する定期監査を行うことで、受入れ事業者とともに育成就労制度における「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」の確保や繊維業界の人権取組の向上等を図る。

9

RPF製造業

- (RPF製造業)「細分類3299—他に分類されないその他の製造業(ただし、RPF製造業に限る。)」に該当する事業所は、以下の全ての要件を満たすこと。
 - ① JIS Z7311:2010 認証を受けている工場又は300トン/月以上の生産能力を有する工場である。
 - ② 安全管理者又は安全衛生推進者を選任している。
 - ③ 安全衛生委員会を設置し、毎月1回以上開催するとともに、議事の概要を労働者に周知している。
 - ④ 日本RPF工業会が定めるひな型に準じた安全衛生規定を制定している。

ゴム製品製造業

- (ゴム製品製造業)「混練り圧延加工」を主たる技能とする育成就労外国人がゴム製品製造育成就労評価試験(初級)合格までの間に当該技能の作業(注)の就労が可能となる条件は下記のとおりとする。なお、「成形加工」「押出し加工」「複合積層加工」の関連業務で従事する場合にも適用される。
 - ・ 育成就労指導員(一社)日本ゴム工業会が提示した基準の技能を有し(一社)日本ゴム工業会に登録した者)により常時補助を行い、育成就労指導員が育成就労外国人のすぐそばにあり、緊急時の設備停止を保証できること。
 - ・ (一社)日本ゴム工業会が提示したチェックリストに基づき、育成就労指導員が常時補助を行っていることを育成就労責任者が毎日チェックを行い、その結果を保管すること。(注)作業とは、「材料投入作業」「混練り圧延設備による加工作業」「形状仕上げ作業(シート巾裁断)」を示す。

こん包業

- 「小分類 484 こん包業」に該当する事業所は、日本梱包工業組合連合会に所属していること（又はそれと同等の上乗せ基準となるよう検討中）。

印刷・同関連業

- 「中分類15 印刷・同関連業」に該当する事業所は、全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会、全日本金属印刷工業協同組合連合会のいずれかに所属していること。

金属熱処理業

- 「金属熱処理」、「表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）」又は「部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）」を主たる技能とする育成就労外国人を受け入れる事業所は、以下の①又は②の要件を満たすこと。
 - ① 専業で金属熱処理を行っている事業所（日本標準産業分類の細分類2465に該当する事業所）
 - ② 事業の一部に金属熱処理の部署等があり、以下の両方の要件を満たす事業所
 - ・ 金属熱処理に専属で従事している常勤職員が10名以上在籍していること
 - ・ 金属熱処理技能士（特級又は1級）が1名以上勤務していること

| 業務区分 (主たる技能) | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 本人意向による転籍 | | | 育成終了時 | | |
|------------------|---------|---|---|---------|--|----------|----------|---|----------|--|
| | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 制限期間 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | |
| 3区分 (業務区分による) | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 技能検定(基礎級) 又は 育成就労評価試験(初級) ※業務区分、主たる技能による | A1相当以上 | 2年 | 1年経過時と同様 | A2.1相当以上 | 技能検定(3級) 又は 育成就労評価試験(専門級) ※業務区分、主たる技能による | A2.2相当以上 | |
| | | | | | 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者が講じるべき待遇向上策 | | | | | |
| | | | | | 在籍する育成就労外国人の所定内賃金を1年目から2年目にかけて、建設業の前年の平均賃金の上昇率を基準に育成就労の協議会で毎年設定される昇給率以上の昇給をする。 | | | | | |

国土交通省が策定する育成・キャリア形成プログラム

育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る建設業分野における育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

育成就労実施者の要件

- 建設業法第3条の許可を受けている
- 育成就労計画の申請日前5年以内又はその申請の日以後に建設業法に基づく監督処分(同法第29条第1項第5号による処分を除く。)を受けていない
- 育成就労外国人に対し、同等の業務に従事する日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、就労期間に応じた昇給その他の待遇の向上を行う
- 育成就労実施者及び受け入れる育成就労外国人を建設キャリアアップシステムに登録する
- 国土交通省が組織する育成就労の協議会に加入する。ただし、JAC(当該団体を構成する建設業者団体を含む。)に所属している育成就労実施者は育成就労の協議会に加入しているものとみなす。
- 育成就労外国人の数が、育成就労実施者の常勤の職員(外国人技能実習生、育成就労外国人及び1号特定技能外国人を除く。)の総数を超えない。ただし、主務省令の基準を満たす者(優良な育成就労実施者)はこの限りではない。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う。
- 建設分野での育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れに必要な対応を行う。

育成就労の内容に係る要件

育成就労実施者又は監理支援機関が行う入国後講習において、育成就労外国人に労働安全衛生に関する講習を受講させる。

| 業務区分 | 主たる技能 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 育成終了時 | |
|----------|--|---------|---|--------------------|---------|---------------------|----------|
| | | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 建設 土木 | パーカッション式さく井工事、ロータリー式さく井工事、型枠工事、鉄筋組立て、とび、コンクリート圧送工事、ウェルポイント工事、構造物鉄工、建築塗装、鋼橋塗装 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 技能検定試験(基礎級) | A1相当以上 | 技能検定試験(3級) | A2.2相当以上 |
| | 建設機械施工(押土・整地、積込み、掘削、締固め) | | | 建設機械施工育成就労評価試験(初級) | | 建設機械施工育成就労評価試験(専門級) | |
| | 手溶接、半自動溶接 | | | 溶接育成就労評価試験(初級) | | 溶接育成就労評価試験(専門級) | |
| | 管路更生 | | | 管路更生育成就労評価試験(初級) | | 管路更生育成就労評価試験(専門級) | |
| | 鉄筋継手(圧接) | | | 鉄筋継手育成就労評価試験(初級) | | 鉄筋継手育成就労評価試験(専門級) | |
| 建設 建築 | 内外装板金、ダクト板金、木製建具手加工、大工工事、型枠工事、鉄筋組立て、とび、石材加工、石張り、タイル張り、かわらぶき、左官、プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事、カーテン工事、壁装、ビル用サッシ施工、シーリング防水工事、コンクリート圧送工事、築炉、構造物鉄工、建築塗装、鋼橋塗装 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 技能検定試験(基礎級) | A1相当以上 | 技能検定試験(3級) | A2.2相当以上 |
| | 手溶接、半自動溶接 | | | 溶接育成就労評価試験(初級) | | 溶接育成就労評価試験(専門級) | |
| | 鉄筋継手(圧接) | | | 鉄筋継手育成就労評価試験(初級) | | 鉄筋継手育成就労評価試験(専門級) | |

| | 業務区分 | 主たる技能 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 育成終了時 | |
|----|-----------|---|---------|---|--------------------|---------|---------------------|----------|
| | | | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 建設 | ライフライン・設備 | 内外装板金、ダクト板金、冷凍空気調和機器施工、建築配管、プラント配管、保温保冷工事 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 技能検定試験(基礎級) | A1相当以上 | 技能検定試験(3級) | A2.2相当以上 |
| | | 手溶接、半自動溶接 | | | 溶接育成就労評価試験(初級) | | 溶接育成就労評価試験(専門級) | |
| | | 電気設備施工 | | | 電気設備施工育成就労評価試験(初級) | | 電気設備施工育成就労評価試験(専門級) | |

| 業務区分 (主たる技能) | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 本人意向による転籍 | | | 育成終了時 | | |
|---|---------|---|---|---------|--|----------|----------|---|----------|--|
| | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 制限期間 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | |
| 3区分 (業務区分による) | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 技能検定 (基礎級) 又は 育成就労評価試験(初級) ※業務区分、 主たる技能による | A1相当以上 | 2年 | 1年経過時と同様 | A2.1相当以上 | 技能検定(3級) 又は 育成就労評価試験(専門級) ※業務区分、 主たる技能による | A2.2相当以上 | |
| | | | | | 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者が講じるべき待遇向上策 | | | | | |
| | | | | | 在籍する育成就労外国人の所定内賃金を1年目から2年目にかけて、育成就労の協議会で設定される昇給率(当該分野の中小企業の賃上げ率を基準にした率)によって昇給する。 | | | | | |
| 国土交通省が策定する育成・キャリア形成プログラム | | | | | | | | | | |
| <p>育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る専門分野や日本語能力等の修得を内容とする育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。</p> <p>① 基礎的な技能を修得し、上長からの指示に従い現場で単独で業務を行うことができるよう技能検定や溶接育成就労評価試験の合格を目指す。</p> <p>② 自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行し、又は、監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行するために必要な実務経験を得る。</p> | | | | | | | | | | |
| 育成就労実施者の要件 | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 造船法第6条第1項の事業を営む者、小型船造船業法第2条第1項に規定する小型船造船業を営む者その他の造船・舶用工業分野に係る事業を営む者である。 育成就労の協議会に対し、必要な協力を行う。 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う。 育成就労外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を実施する。 国土交通大臣の認める巡回確認機関により、職場における育成就労外国人の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成について確認を受ける。 | | | | | | | | | | |

造船・舶用工業 育成就労

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

| 業務区分 | 主たる技能 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 育成終了時 | |
|--|--|------------|---|----------------|------------|-----------------|--------------|
| | | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 造船・舶用工業 | 造船 建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装、噴霧塗装、 構造物鉄工、とび、建築配管、プラント配管、 ダクト板金、内外装板金、木製建具手加工、左官、 保温保冷工事、プラスチック系床仕上げ工事、 カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、 ボード仕上げ工事、カーテン工事、機械板金、 家具手加工 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語 教育機関等 における当該 水準に相当 する日本語 講習の受講 | 技能検定試験(基礎級) | A1相当 以上 | 技能検定試験(3級) | A2.2相当 以上 |
| | 手溶接、半自動溶接 | | | 溶接育成就労評価試験(初級) | | 溶接育成就労評価試験(専門級) | |
| | 舶用機械 機械系保全、建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装、 噴霧塗装、構造物鉄工、治工具仕上げ、 金型仕上げ、機械組立仕上げ、普通旋盤、 フライス盤、数値制御旋盤、マシニングセンタ、 建築配管、プラント配管、鋳鉄鋳物鋳造、 非鉄金属鋳物鋳造、金属プレス、 手積み積層成形、ダクト板金、内外装板金、 保温保冷工事、機械板金、機械検査 | | | 技能検定試験(基礎級) | | 技能検定試験(3級) | |
| 舶用電気電子機器 機械系保全、普通旋盤、フライス盤、 数値制御旋盤、マシニングセンタ、 回転電機組立て、変圧器組立て、 配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て、 回転電機巻線製作、金属プレス、 電子機器組立て、プリント配線板設計 プリント配線板製造、建築配管、プラント配管、 機械板金、機械検査 | 技能検定試験(基礎級) | 技能検定試験(3級) | | | | | |

自動車整備 育成就労

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

| 業務区分 (主たる技能) | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 本人意向による転籍 | | | 育成終了時 | |
|---|---------|---|--------------------------------|---------|---|----------|----------|---------------------------------|----------|
| | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 制限期間 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 2区分 (業務区分による) | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 育成就労評価試験(初級) ※業務区分、主たる技能による | A1相当以上 | 2年 | 1年経過時と同様 | A2.1相当以上 | 育成就労評価試験(専門級) ※業務区分、主たる技能による | A2.2相当以上 |
| | | | | | 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者が講じるべき待遇向上策 | | | | |
| 国土交通省が策定する育成・キャリア形成プログラム | | | | | | | | | |
| <p>育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る自動車整備業務又は車体整備業務におけるキャリアを形成するために必要な事項を内容とする育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。</p> <p>①専門的な技能 ②日本語能力その他キャリア形成に必要な事項</p> | | | | | | | | | |
| 育成就労実施者の要件 | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 育成就労の協議会に対し必要な協力を行う。 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し必要な協力を行う。 認証工場である。ただし、対象とする業務区分が自動車整備である場合には、当該認証工場は対象とする自動車が二輪車のみでないこと又は対象とする装置に制限がないこと。 育成就労指導員は次のいずれかに該当するものである。 <ul style="list-style-type: none"> i 1級又は2級の自動車整備士の技能検定に合格した者 ii 3級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し3年以上の実務の経験を有する者(自動車整備業務区分に限る。) iii 自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者(車体整備業務区分に限る。) 育成就労外国人の当該育成就労実施者における自動車整備分野に係る実務経験を証する書面を交付する。 | | | | | | | | | |

自動車整備

自動車整備

監理支援機関の要件

- 育成就労の協議会に加入する。
- 育成就労の協議会に対し必要な協力を行う。
- 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し必要な協力を行う。
- 育成就労計画作成指導者は次のいずれかに該当するものである。
 - i 1級又は2級の自動車整備士の技能検定に合格した者
 - ii 自動車整備士の養成施設において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者
 - iii 3級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し3年以上の実務の経験を有する者(自動車整備業務区分に限る。)
 - iv 自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者(車体整備業務区分に限る。)

育成就労の内容にかかる要件

入国後講習において、自動車整備分野に関する講習(国土交通大臣が指定する教材を使用して、自動車整備に関する基礎的な知識を習得させるものに限る。)を実施する。

| 業務区分 | 主たる技能 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 育成終了時 | |
|-------|-------|---------|---|---------------------|---------|----------------------|----------|
| | | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 自動車整備 | 自動車整備 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 自動車整備業務育成就労評価試験(初級) | A1相当以上 | 自動車整備業務育成就労評価試験(専門級) | A2.2相当以上 |
| 車体整備 | 車体整備 | | | 車体整備業務育成就労評価試験(初級) | | 車体整備業務育成就労評価試験(専門級) | |

自動車整備

宿泊 育成就労

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

| 業務区分 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 本人意向による転籍 | | | 育成終了時 | |
|-------|---------|---|------------------|---------|---|----------|----------|----------------|----------|
| | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 制限期間 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 宿泊 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 宿泊分野育成就労評価試験（初級） | A1相当以上 | 1年 | 1年経過時と同様 | A2.1相当以上 | 宿泊分野特定技能1号評価試験 | A2.2相当以上 |
| 主たる技能 | | | | | 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者が講じるべき待遇向上策 | | | | |
| 宿泊 | | | | | | | | | |

国土交通省が策定する育成・キャリア形成プログラム

育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る日本で働きながら目指すべき姿を見据えた中長期的なキャリアパスに合わせた育成・支援に向けて策定する育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

① 資格取得 ② 日本語能力 ③ マネジメント経験

育成就労実施者の要件

- 旅館・ホテル営業の形態で旅館業を営み、かつ、次のいずれにも該当する。
 - i 旅館業法第3条第1項の**旅館・ホテル営業の許可**を受けている。
 - ii 育成就労外国人を、**風営法第2条第6項第4号に規定する施設において就労させない**こととしている。
 - iii 育成就労外国人に、**風営法第2条第3項に規定する接待を行わせない**としている。なお、その確実な履行を図るため、必要な措置を講じる。
- 育成就労の協議会に対し、必要な協力を行う。
- 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う。

技能実習で求めていた食品衛生法に基づく飲食店営業の許可については、育成就労外国人にレストランサービスを行わせる場合には当然の前提となるため、上乗せ基準とはしない。

出典：出入国在留管理庁HP 第8回特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議「特定技能制度及び育成就労制度の上乗せ基準等（案）について」より

| 業務区分 (主たる技能) | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 本人意向による転籍 | | | 育成終了時 | |
|---|---------|--|--------------------------------|--------------------------------------|-----------|----------|---|---------------------------------|--------------------------------------|
| | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 制限期間 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 6区分 (業務区分による) | なし | A1相当以上又はA2.2相当以上 (業務区分による) 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 育成就労評価試験(初級) ※業務区分、主たる技能による | A1相当以上 又は A2.2相当以上 ※業務区分による | 1年 | 1年経過時と同様 | A2.1相当以上 (運輸係員以外) 又は A2.2相当以上 (運輸係員の場合) | 育成就労評価試験(専門級) ※業務区分、主たる技能による | A2.2相当以上 又は B1相当以上 ※業務区分による |
| 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者が講じるべき待遇向上策 | | | | | | | | | |

国土交通省が策定する育成・キャリア形成プログラム

育成就労、特定技能1号に係る鉄道分野における育成・キャリア形成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

育成就労実施者の要件

- 鉄道事業法による**鉄道事業者**、軌道法による**軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業**を営む者である。
- 育成就労の協議会において協議が調った措置を講じる。育成就労の協議会に対し、必要な協力を行う。
- 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う。
- **運輸係員**の業務区分の育成就労外国人に対し、**日本語**の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則第13条第2項第8号に規定する授業時間数に加え、**追加で50時間以上の授業時間数(合計して150時間以上)**の授業時間数。入国後講習において、又は過去6か月以内に、本邦外において、育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において履修した授業科目の授業時間数を含む。)授業科目を受講させる。ただし、試験その他の評価方法により「日本語教育の参照枠」B1相当以上の水準を有していることが証明されている者に対しては、この限りではない。

育成就労外国人の要件

運輸係員の業務区分の**育成就労外国人**は、**入国時**に「日本語教育の参照枠」の**A1相当以上**の水準と認められる**試験に合格**している。

鉄道 育成就労

※緑字は新規追加

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

| 業務区分 | 主たる技能 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 育成終了時 | |
|--------|--------|---------|---|--------------------------|----------|--------------------------|----------|
| | | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 軌道整備 | 軌道整備 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 鉄道分野育成就労評価試験(軌道整備)(初級) | A1相当以上 | 鉄道分野特定技能1号評価試験(軌道整備) | A2.2相当以上 |
| 電気設備整備 | 電気設備整備 | | | 鉄道分野育成就労評価試験(電気設備整備)(初級) | | 鉄道分野特定技能1号評価試験(電気設備整備) | |
| 車両整備 | 車両整備 | | | 鉄道分野育成就労評価試験(車両整備)(初級) | | 鉄道分野特定技能1号評価試験(車両整備) | |
| 車両製造 | 車両製造 | | | 鉄道分野育成就労評価試験(車両製造)(初級) | | 鉄道分野特定技能1号評価試験(車両製造) | |
| 運輸係員 | 駅係員作業 | なし | A2.2相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 鉄道分野育成就労評価試験(駅係員作業)(初級) | A2.2相当以上 | 鉄道分野育成就労評価試験(駅係員作業)(専門級) | B1相当以上 |
| 駅・車両清掃 | 駅・車両清掃 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 鉄道分野育成就労評価試験(駅・車両清掃)(初級) | A1相当以上 | 鉄道分野特定技能1号評価試験(駅・車両清掃) | A2.2相当以上 |

鉄道

運輸係員の場合(日本語能力水準)
 入国時:A1相当以上の合格
 →就労開始までに:A2.2相当以上の合格またはA2.2相当以上の講習の受講
 →1年経過時:A2.2相当以上の合格 → 育成終了時:B1相当以上

| 業務区分 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 本人意向による転籍 | | | 育成終了時 | |
|-------|---------|---|--------------------|---------|-----------|----------|----------|------------------|----------|
| | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 制限期間 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 物流倉庫 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 物流倉庫分野育成就労評価試験(初級) | A1相当以上 | 1年 | 1年経過時と同様 | A2.1相当以上 | 物流倉庫分野特定技能1号評価試験 | A2.2相当以上 |
| 主たる技能 | | 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者が講じるべき待遇向上策 | | | | | | | |
| 物流倉庫 | | | | | | | | | |

国土交通省が策定する育成・キャリア形成プログラム

育成就労及び特定技能1号に係るキャリアステップの概要を内容とする育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとする。これを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ確かな育成・評価等を行うための指針とする。

① 講習受講・資格取得 ② 日本語能力 ③ マネジメント経験

育成就労実施者の要件

- 倉庫業法の規定に基づき国土交通大臣による倉庫業の登録を受けた倉庫業者であって、倉庫作業を自ら実施する者、当該倉庫業者との間の業務委託に基づき当該倉庫業者が占有する営業用の倉庫において倉庫作業を実施する者又は貨物自動車運送事業法の規定に基づき国土交通大臣による一般貨物自動車運送事業の許可若しくは特定貨物自動車運送事業の許可を受けた者であって、その占有する倉庫において倉庫作業を自ら実施する者若しくはその事業に関連して他人の需要に応じ、有償で倉庫作業を実施する者である。
- 生産性や労働安全衛生の向上に資するものとして、入庫管理、在庫管理及び出庫管理の機能を持つシステムやこれに準ずるシステムを利活用する。併せて、当該システムと連携することで機能を拡充させ、一層の作業の省力化及び労働安全性の向上を図ることのできる機器又はシステムの利活用を継続して行う。これらの利活用の状況について育成就労の協議会において定める方法により、協議会の入会から概ね1年を目途に事業者から協議会へ報告し、確認を受ける。
- 育成就労の協議会において協議が調った事項に関する措置を講じる。育成就労の協議会に対し、必要な協力を行う。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う。
- 育成就労雇用契約に基づき育成就労外国人を物流倉庫分野の実務に従事させたときは、当該育成就労外国人からの求めに応じ、当該育成就労外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における電磁的記録を含む。)を交付し、又は提供する。

監理支援機関の要件

- 育成就労の協議会の構成員である。育成就労の協議会において協議が調った事項に関する措置を講じる。育成就労の協議会に対し、必要な協力を行う。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う。

農業 育成就労

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

| 業務区分 (主たる技能) | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 本人意向による転籍 | | | 育成終了時 | |
|------------------|---------|---|--------------|---------|---|----------|----------|---------------|----------|
| | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 制限期間 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 2区分 (業務区分による) | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 育成就労評価試験(初級) | A1相当以上 | 1年 | 1年経過時と同様 | A2.1相当以上 | 育成就労評価試験(専門級) | A2.2相当以上 |
| | | | | | 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者が講じるべき待遇向上策 | | | | |

農林水産省が策定する育成・キャリア形成プログラム

育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る講習受講・資格取得等を内容とする育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 講習受講・資格取得 ② 日本語能力 ③ マネジメント経験

育成就労外国人の雇用形態

農業分野の事業者を育成就労実施者とする**直接雇用**形態及び労働者派遣事業者を育成就労実施者として、外国人を農業分野の事業者に派遣する**労働者派遣**形態

育成就労実施者等の要件

- 労働時間、休日、休憩及び時間外の割増賃金に係る待遇について、**労働基準法に準拠**している。
- 直接雇用**形態の場合、育成就労実施者となる事業者は、**労働者を6月以上雇用した経験又はこれに準ずる経験**がある。
- 労働者派遣**形態の場合、次の要件を満たす。
 - i 育成就労実施者となる労働者派遣事業者は、**農業現場の実情を把握**しており育成就労外国人の受入れを適正かつ確実に遂行するために**必要な能力**を有している。
 - ii 外国人材の**派遣先**となる事業者は、**労働者を6月以上雇用した経験がある者又は派遣先責任者講習等を受講した者を派遣先責任者とする者**である。
- 育成就労実施者及び派遣先事業者は、育成就労の協議会に対し必要な協力を行う。
- 育成就労実施者及び派遣事業者は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行う。
- 育成就労実施者は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付する。

育成就労の内容にかかる要件

入国後講習において「農作業安全に関する指導者」等による**講習**を受講させる。

【パブリックコメントにおける案】 農林水産省組織令第87条に規定する農林水産研修所が実施する労働安全衛生規則第35条第1項各号に掲げる事項に関する研修を受講した者

出典：パブリックコメントHP「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき農業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準案について」より

| | 業務区分 | 主たる技能 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 育成終了時 | |
|----|------|-------|---------|---|-------------------------|---------|--------------------------|----------|
| | | | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 農業 | 耕種農業 | 施設園芸 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 育成就労評価試験(初級) (施設園芸) | A1相当以上 | 育成就労評価試験(専門級) (施設園芸) | A2.2相当以上 |
| | | 稲作・畑作 | | | 育成就労評価試験(初級) (稲作・畑作) | | 育成就労評価試験(専門級) (稲作・畑作) | |
| | | 果樹 | | | 育成就労評価試験(初級) (果樹) | | 育成就労評価試験(専門級) (果樹) | |
| | 畜産農業 | 養豚 | | | 育成就労評価試験(初級) (養豚) | | 育成就労評価試験(専門級) (養豚) | |
| | | 家きん | | | 育成就労評価試験(初級) (家きん) | | 育成就労評価試験(専門級) (家きん) | |
| | | 養牛 | | | 育成就労評価試験(初級) (養牛) | | 育成就労評価試験(専門級) (養牛) | |

| 業務区分 (主たる技能) | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 本人意向による転籍 | | | 育成終了時 | |
|------------------|---------|---|--------------|---------|---|----------|----------|--------------|----------|
| | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 制限期間 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 2区分 (業務区分による) | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 育成就労評価試験(初級) | A1相当以上 | 1年 | 1年経過時と同様 | A2.1相当以上 | 1号漁業特定技能評価試験 | A2.2相当以上 |
| | | | | | 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者が講じるべき待遇向上策 | | | | |

農林水産省が策定する育成・キャリア形成プログラム

育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る漁業分野における育成・キャリア形成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

漁業分野の事業者を育成就労実施者とする**直接雇用**形態及び労働者派遣事業者を育成就労実施者として、外国人を漁業分野の事業者に派遣する**労働者派遣**形態

育成就労実施者の要件

- 育成就労の協議会において協議が調った措置を講じる。育成就労の協議会及びその構成員に対し、必要な協力を行う。
- 労働者派遣形態の場合、育成就労実施者となる労働者派遣事業者は、**地方公共団体又は漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会その他漁業に関連する業務を行っている者**が関与するものに**限る**。

派遣先事業者の要件

育成就労の協議会及びその構成員に対し、必要な協力を行う。

監理支援機関の要件

- 育成就労外国人が乗り組む漁船と監理支援機関との間で**無線その他の通信手段**が確保されている。
- 育成就労の**協議会の構成員**になる。
- 育成就労外国人に係る労働時間、休日、休憩その他の待遇等について、育成就労の協議会において協議が調った措置を講じる。
- 育成就労の協議会及びその構成員に対し、必要な協力を行う。
- 漁業の業務区分における監理支援機関は、**漁業協同組合**又は船員職業安定法第34条に基づく**船員職業紹介事業の許可を有する法人**とする。
- 漁業の業務区分における監理型育成就労の**実施状況**については、次の方法により確認するとともに、監理事業を行う事務所に、書類(電磁的記録を含む。以下同じ。)として備え置くこととする。
 - 育成就労指導員から、毎日(監理型育成就労が船上において実施されない日を除く。)1回以上、各漁船における監理型育成就労の実施状況について無線その他の通信手段を用いて報告を受けると共に、報告の内容について記録した書類を作成する。
 - 監理型育成就労外国人から、毎月(監理型育成就労が船上において実施されない月を除く。)1回以上、監理型育成就労の実施状況に係る文書の提出を受ける。
- 漁業の業務区分における**監理支援機関に係る許可の基準**となる申請者の**常勤の役員又は職員**(監理支援の実務に従事する者に限る。)**の数**については、次のいずれの数も超えていることとする。
 - 監理支援を行う監理型育成就労実施者の数を16で除して得た数(その数が1未満である場合には、1とする。)
 - 監理支援を受ける監理型育成就労の対象となっている監理型育成就労外国人の数を32で除して得た数(その数が1未満である場合には、1とする。)

その他の要件

- 漁業の業務区分における漁船に乗り組む**育成就労外国人の1隻当たりの人数**は、当該漁船に乗り組むこととしている**申請者の乗組員**(育成就労外国人を除く。)**の人数の範囲内**で、次に定めるとおりとする。
 - 単独型育成就労(iiiに掲げる単独型育成就労を除く。)について6人
 - 監理型育成就労(ivに掲げる監理型育成就労を除く。)について6人
 - 単独型育成就労(申請者が外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則(以下、「規則」という。)第19条第1項第2号の基準に適合する者である場合に限る。)について12人
 - 監理型育成就労(申請者が規則第19条第1項第2号の基準に適合する者であり、かつ、監理支援機関が規則第19条第2項第3号の基準に適合する者である場合に限る。)について12人
- 養殖の業務区分において、**申請者が法人でない場合**(監理型育成就労に係るものである場合にあつては、申請者が法人でなく、監理支援機関が漁業協同組合である場合)にあつては、次に定めるとおりとする。
 - 単独型育成就労(iiiに掲げる単独型育成就労を除く。)について6人
 - 監理型育成就労(ivに掲げる監理型育成就労を除く。)について6人
 - 単独型育成就労(申請者が規則第19条第1項第2号の基準に適合する者である場合に限る。)について12人
 - 監理型育成就労(申請者が規則第19条第1項第2号の基準に適合する者であり、かつ、監理支援機関が規則第19条第2項第3号の基準に適合する者である場合に限る。)について12人

| | 業務区分 | 主たる技能 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 育成終了時 | |
|----|------|---|---------|---|-----------------|---------|-------------------|----------|
| | | | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 漁業 | 漁業 | 漁船漁業における、漁具の作成・補修、漁具・漁労機器の操作、漁獲物の処理、安全衛生 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 漁業育成就労評価試験（初級） | A1相当以上 | 1号漁業特定技能評価試験（漁業） | A2.2相当以上 |
| | 養殖業 | 養殖業における、養殖水産物の取扱い、漁具の作成・補修・管理、漁具の整理・整頓、安全衛生 | | | 養殖業育成就労評価試験（初級） | | 1号漁業特定技能評価試験（養殖業） | |

| 業務区分 (主たる技能) | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 本人意向による転籍 | | | 育成終了時 | |
|------------------|---------|---|---------------------------------|---------|---|----------|----------|---|----------|
| | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 制限期間 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 2区分 (業務区分による) | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 育成就労評価試験(初級) 又は 技能検定試験基礎級 | A1相当以上 | 2年 | 1年経過時と同様 | A2.1相当以上 | 特定技能1号評価試験 又は 育成就労評価試験(専門級) 又は 技能検定試験3級 | A2.2相当以上 |
| | | | | | 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者が講じるべき待遇向上策 | | | | |

農林水産省が策定する育成・キャリア形成プログラム

育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る飲食料品製造業分野における育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

①各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数 ②レベルアップするときに必要な経験・実績、資格・検定など

育成就労実施者の要件

- **農産物漬物製造**を主たる技能とする場合は、次に掲げる要件を満たす事業所であること。
 - i 農産物漬物製造について、周年操業している施設である。
 - ii 漬物製造管理士2級以上の有資格者が在籍している育成就労実施者である。
 - iii 水産物を加えた場合は、水産物の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。
- 育成就労の協議会に対し、必要な協力を行う。
- 農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行う。
- 育成就労外国人に対する**キャリアアッププランのイメージ**をあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明する。
- 育成就労外国人が業務に従事する**事業所**が、日本標準産業分類に掲げる**産業**のうち、**特定のもの**を行っている。

パブリックコメントにおける案：飲食料品製造業分野として雇用できる産業

- 中分類09 食料品製造業
- 小分類101 清涼飲料製造業
- 小分類103 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)
- 小分類104 製氷業
- 小分類583 食肉小売業(ただし、食料品製造を行うものに限る)
- 細分類5621 総合スーパーマーケット(ただし、食料品製造を行うものに限る)
- 細分類5811 食料品スーパーマーケット(ただし、食料品製造を行うものに限る)
- 細分類5861 菓子小売業(製造小売)
- 細分類5863 パン小売業(製造小売)
- 細分類5896 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業(ただし、豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る)

飲食料品製造業 育成就労

※緑字は新規追加や変更

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

| 業務区分 | 主たる技能 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 育成終了時 | |
|---|---|---------|---|----------------------|---------|-----------------------|----------|
| | | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 飲食料品製造業 飲食料品製造業 (飲食料品(酒類を除く。) の製造・加工及び安全衛生の確保) | 飲食料品製造業全般 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における 当該水準に相当する日本語講習の受講 | 飲食料品製造業育成就労評価試験(初級) | A1相当以上 | 飲食料品製造業特定技能1号評価試験 | A2.2相当以上 |
| | 缶詰巻締 | | | 缶詰巻締育成就労評価試験(初級) | | 缶詰巻締育成就労評価試験(専門級) | |
| | 食鳥処理加工 | | | 食鳥処理加工育成就労評価試験(初級) | | 食鳥処理加工育成就労評価試験(専門級) | |
| | 牛豚部分肉製造 | | | 牛豚食肉処理加工育成就労評価試験(初級) | | 牛豚食肉処理加工育成就労評価試験(専門級) | |
| | 牛豚精肉商品製造 | | | 惣菜製造育成就労評価試験(初級) | | 惣菜製造育成就労評価試験(専門級) | |
| | 惣菜製造 | | | 農産物漬物製造業育成就労評価試験(初級) | | 農産物漬物製造業育成就労評価試験(専門級) | |
| | 農産物漬物製造 | | | 技能検定基礎級 | | 技能検定3級 | |
| | ハム・ソーセージ・ベーコン製造 | | | 技能検定基礎級 | | 技能検定3級 | |
| | パン製造 | | | 水産加工育成就労評価試験(初級) | | 水産加工育成就労評価試験(専門級) | |
| 水産加工業 (水産加工品の製造・加工及び安全衛生の確保) | 水産加工品製造(保蔵のための処理として加熱処理・脱水処理・低温処理の3つから選択) | | | 技能検定基礎級 | | 技能検定3級 | |
| | 水産練り製品製造 | | | | | | |

育成就労制度における育成イメージ(水産加工区分) ※2025年8月時点

| | |
|---|--|
| 特定技能1号の技能水準 (相当程度の知識又は経験を必要とする技能) | 指導者の指示を理解し、原料の判別、洗浄、処理、最終形態への加工処理、製品仕上げ、品質判別までの一連の作業に従事できること。 |
| ↑ 育成就労評価試験(専門級)に合格(注) | |
| 育成イメージ | 技能実習2号移行対象職種(※)を大括り化する形で 必須業務を設定し育成・評価 (注) ※節類製造、加熱乾製品製造、調味加工品製造、くん製品製造、塩蔵品製造、乾製品製造、発酵食品製造、調理加工品製造、生食用加工品製造 |
| ↑ | 2～3年目 1年目で行う作業に加えて、加工処理作業において加工度の高い処理(2次加工：フィレ等)ができるようになる。また、製造作業において品質管理基準に沿ったHACCPシステム(重要管理点(CCP)を設定し、そのモニタリングと管理記録・改善(是正)措置を行うこと)に基づく温度や時間、加工状況の確認、製品の品質判別作業が行えるようになる。 |
| ↑ | 1年目 指導者の監督下でHACCPシステムに基づく、衛生管理作業、判別・洗浄、加工処理(1次加工：ドレス等)作業が標準作業書通りに行えるようになる。 |

注) 上記のほか、水産練り製品製造については、技能実習制度同様技能検定を活用した育成・評価を行うことも認める。



| 業務区分 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 本人意向による転籍 | | | 育成終了時 | |
|-------|---------|---|--------------|---------|---|----------|----------|-----------------------------------|----------|
| | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 制限期間 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 外食業 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 育成就労評価試験(初級) | A1相当以上 | 2年 | 1年経過時と同様 | A2.1相当以上 | 特定技能1号評価試験 又は 育成就労評価試験(専門級) | A2.2相当以上 |
| 主たる技能 | | | | | 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者が講じるべき待遇向上策 | | | | |
| 2技能 | | | | | 育成就労の協議会が外食業分野における育成就労実施者の賃上げ率(所定内給与の定期昇給分及びベースアップ分。より高い昇給率となるよう育成就労外国人のみの賃上げ率も必要に応じて考慮する。)を基準に毎年設定する昇給率によって、在籍する育成就労外国人の所定内賃金を1年目から2年目にかけて、昇給する。 | | | | |

外食業

農林水産省が策定する育成・キャリア形成プログラム

育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る外食業分野の人材育成を内容とする育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

①各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数 ②レベルアップするときに必要な経験・実績、資格・検定など

育成就労実施者の要件

- 育成就労外国人に対して、風俗営業法第2条第1項に規定する**風俗営業を営む営業所**において**就労を行わせない**。ただし、旅館・ホテル営業(旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。)の形態で旅館業を営み、かつ、同法第3条第1項の**旅館・ホテル営業の許可**を受けている場合は**この限りでない**。
- 育成就労外国人に対して、風俗営業法第2条第5項に規定する**性風俗関連特殊営業を営む営業所**において**就労を行わせない**。
- 育成就労外国人に対して、**接待を行わせない**。なお、その確実な履行を図るため、必要な措置を講じる。
- 育成就労の協議会に対し、必要な協力を行う。
- 農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行う。

| 業務区分 | 主たる技能 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 育成終了時 | |
|------|-------------|---------|---|-------------------------|---------|--------------------------|----------|
| | | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 外食業 | 外食業 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 外食業育成就労評価試験(初級) | A1相当以上 | 外食業特定技能1号評試験 | A2.2相当以上 |
| | 医療・福祉施設給食製造 | | | 医療・福祉施設給食製造育成就労評価試験(初級) | | 医療・福祉施設給食製造育成就労評価試験(専門級) | |

(上乗せ要件案)主たる技能を医療・福祉施設給食製造とする場合

医学的な管理等を必要とする者に対する食事を継続的に1回100食以上又は1日250食以上提供する施設であり、医療施設又は福祉施設(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。以下「医療施設等」という。)に設置される特定給食施設であること(※)を原則とする。

※医学的な管理等を必要とする者とは、医療施設等に入院等する者をいう。

※医療施設等が直営で製造する食事及び受託業者が医療施設等で製造する食事である。受託業者が所有する給食施設で製造する食事を除く。

※管理栄養士又は栄養士を配置している医療施設等に限る。

| 業務区分 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 本人意向による転籍 | | | 育成終了時 | |
|---------|---------|---|---------------|---------|-----------|----------|----------|--------------|----------|
| | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 制限期間 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 林業 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 技能検定(林業職種)基礎級 | A1相当以上 | 1年 | 1年経過時と同様 | A2.1相当以上 | 技能検定(林業職種)3級 | A2.2相当以上 |
| 主たる技能 | | 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者が講じるべき待遇向上策 | | | | | | | |
| 育林、素材生産 | | | | | | | | | |

農林水産省が策定する育成・キャリア形成プログラム

育成就労、特定技能1に係る技能や日本語能力の育成及び能力に基づくキャリアステップを内容とする育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ①講習受講や資格取得に関する事項 ②日本語能力の育成に関する事項

育成就労実施者の要件

- 育成就労1年経過時までに46時間以上、また育成就労終了時までに追加で97時間以上を標準とする育林・素材生産作業に関する基礎的な知識を習得させる講習(座学、見学及び実地訓練を含む。)を実施し、その習熟度について、**チェックリスト**により確認する。なお、転籍により受け入れた育成就労外国人については、転籍前の育成就労実施者が実施した講習やチェックリストによる確認は省略することができるものとする。
- 次の**いずれか**である。
 - i 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けている者
 - ii 森林経営管理法第36条第2項の規定により公表されている民間事業者
 - iii 森林経営管理法第44条第2項の規定により公表されている民間事業者
- 育成就労外国人が作業に従事する現場においては、**緊急時における連絡体制**が整備されており、伐木作業に従事する現場においては、緊急時に指示が出せる範囲内に育成就労指導員を配置する。
- 育成就労外国人の受入れ数**は、育成就労外国人の総数が**常勤職員**の総数を超えない。
- 育成就労外国人の講習習熟度の確認を行ったチェックリストについて、事業所において備え置く。
- 育成就労実施者は、育成就労の協議会において協議が調った措置を講じる。育成就労の協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行う。
- 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行う。
- 育成就労指導員**は1級又は2級の林業技能士等である。ただし、令和10年度末までは経過措置として、育林・素材生産作業について7年以上の実務経験を有する者又はフォレストリーダー登録者も含むこととする。

パブリックコメントにおける案：
常勤職員(外国にある事業所に所属する常勤の職員、育成就労外国人及び1号特定技能外国人を含まない)

| 業務区分 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 本人意向による転籍 | | | 育成終了時 | |
|---|---------|---|------------------|---------|---|----------|----------|----------------|----------|
| | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 制限期間 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 木材産業 | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講 | 木材産業育成就労評価試験（初級） | A1相当以上 | 1年 | 1年経過時と同様 | A2.1相当以上 | 木材産業特定技能1号評価試験 | A2.2相当以上 |
| 主たる技能 | | | | | 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者が講じるべき待遇向上策 | | | | |
| 木材加工 | | | | | | | | | |
| 農林水産省が策定する育成・キャリア形成プログラム | | | | | | | | | |
| 育成就労、特定技能1に係る中長期的なキャリアパスを示した木材産業分野における育成・キャリア形成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予定できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。 | | | | | | | | | |
| 育成就労実施者の要件 | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 育成就労の協議会において協議が調った措置を講じる。 育成就労の協議会に対し、必要な協力を行う。 農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行う。 育成就労外国人が業務に従事する事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、特定のものをやっている。 | | | | | | | | | |

木材産業

【パブリックコメントにおける案】

- 小分類121 製材業、木製品製造業
- 細分類1222 合板製造業
- 細分類1223 集成材製造業
- 細分類1224 建築用木製組立材料製造業
- 細分類1227 銘木製造業
- 細分類1228 床板製造業

（上乗せ要件案）

- 育成就労外国人を勤務させる事業所において「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」に基づく取組を行うこと
- 当該取り組み状況について、協議会入会時及び概ね2年ごとに、一般社団法人全国木材組合連合会による確認を受けること

出典：パブリックコメントHP「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき木材産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準案について」より

出典：出入国在留管理庁HP 第8回特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議「特定技能制度及び育成就労制度の上乗せ基準等（案）について」より

| 業務区分 | 就労開始までに | | 1年経過時 | | 本人意向による転籍 | | | 育成終了時 | |
|---|---------|---|----------------------------|---------|-----------|--------------|----------|--------------------------|----------|
| | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 制限期間 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 廃棄物処分量業 (中間処理) | なし | A1相当以上 又は 認定日本語教育 機関等における 当該水準に相当 する日本語講習 の受講 | 資源循環分野 育成就労評価 試験(初級) | A1相当以上 | 2年 | 1年経過時と 同様 | A2.1相当以上 | 資源循環分野 特定技能1号 評価試験 | A2.2相当以上 |
| 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者が講じるべき待遇向上策 | | | | | | | | | |
| 育成就労の協議会が当該分野における育成就労実施者の賃上げ率(所定内給与の定期昇給分及びベースアップ分。より高い昇給率となるよう育成就労外国人のみの賃上げ率も必要に応じて考慮する。)を基準に毎年設定する昇給率によって、在籍する育成就労外国人の所定内賃金を1年目から2年目にかけて、昇給する。 | | | | | | | | | |
| 主たる技能 | | | | | | | | | |
| 廃棄物処分量業 (中間処理) | | | | | | | | | |
| 環境省が策定する育成・キャリア形成プログラム | | | | | | | | | |
| <p>育成就労及び特定技能1に係る必要な技能・知識等を内容とする資源循環分野における育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ確かな育成・評価等を行うための指針とする。</p> <p>①特定技能外国人又は育成就労外国人が目指すレベル(求められる役割・作業) ②修得する専門技能 ③キャリアアップに向けた経験(現場管理等)</p> | | | | | | | | | |
| 育成就労実施者の要件 | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 育成就労実施者が別添(次頁を参照)のいずれかに該当する者である。 育成就労の協議会において協議が調った事項に関する措置を講じる。 育成就労の協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行う。 環境省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行う。 | | | | | | | | | |

別添：以下のいずれかに該当する

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第7条第12項に規定する**一般廃棄物処分業者**(廃棄物処理法第7条第6項ただし書の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第1号及び第2号で定める者を含む。)、廃棄物処理法第14条第12項に規定する**産業廃棄物処分業者**又は廃棄物処理法第14条の4第12項に規定する**特別管理産業廃棄物処分業者**であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に掲げる者又はこれに相当する者
2. 廃棄物処理法第9条の8第1項又は第15条の4の2第1項に規定する**再生利用認定業者**
3. 廃棄物処理法第9条の9第1項又は第15条の4の3第1項に規定する**広域的処理認定業者**又はその**委託を受けて**当該認定に係る処理(一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。)を**業として実施する者**(廃棄物処理法第9条の9第2項第2号又は第15条の4の3第2項第2号に規定する者である者に限る。)
4. 廃棄物処理法第9条の10第1項又は第15条の4の4第1項に規定する**無害化処理認定業者**
5. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第16条第1項に規定する**認定特定事業者**、同法第21条第1項に規定する**指定法人**(以下8において「指定法人」という。)又はこれらの者の**委託を受けて**分別基準適合物の再商品化に必要な行為(一般廃棄物の再生に該当するものに限る。)を**業として実施する者**(当該認定特定事業者から委託を受ける者にあつては、同法第15条第2項第6号に規定する者である者に限る。)
6. 特定家庭用機器再商品化法第23条第1項の認定を受けた製造業者等、同法第3条に規定する**指定法人**又はこれらの者の**委託を受けて**特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。)を**業として実施する者**(当該認定を受けた製造業者等から委託を受ける者にあつては、同法第23条第2項第2号に規定する者である者に限る。)

7. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第11条第1項に規定する**認定事業者**又はその**委託を受けて**使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。)を**業として実施する者**(同法第11条第4項第1号に規定する認定計画に記載された同法第10条第2項第6号に規定する者に限る。)
8. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環促進法」という。)第32条の規定により市町村の委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。)を実施する**指定法人**又はその**再委託を受けて**分別収集物の再商品化に必要な行為を**業として実施する者**
9. プラスチック資源循環促進法第34条第4項第1号の認定に係る再商品化計画(以下「認定再商品化計画」という。)に従って**分別収集物の再商品化に必要な行為を業として実施する者**(認定再商品化計画に記載された第33条第2項第6号に規定する者に限る。)
10. プラスチック資源循環促進法第40条第1項に規定する**認定自主回収・再資源化事業者**又はその**委託を受けて**使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。)を**業として実施する者**(プラスチック資源循環促進法第40条第4項に規定する認定自主回収・再資源化事業計画に記載されたプラスチック資源循環促進法第39条第2項第5号に規定する者に限る。)
11. プラスチック資源循環促進法第49条第1項に規定する**認定再資源化事業者**又はその**委託を受けて**プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の処分に該当するものに限る。)を**業として実施する者**(プラスチック資源循環促進法第49条第4項に規定する認定再資源化事業計画に記載されたプラスチック資源循環促進法第48条第2項第6号に規定する者に限る。)
12. 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和6年法律第41号)第12条第1項に規定する**認定高度再資源化事業者**若しくはその**委託を受けて**再資源化に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。)を**業として実施する者**(同法第12条第3項に規定する認定高度再資源化事業計画に記載された同法第11条第2項第6号に規定する者に限る。)

【参考：上乗せ基準案】資源循環 育成就労

上乗せ基準(案)

【事業者の範囲の限定】

○次のいずれかの事業者であること

- ① 一般廃棄物処理業の許可等を受けた者、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者であって、「優良産廃処理業者認定制度」の認定を受けた者又はそれに相当する者
- ② 廃棄物処理法に基づく再生利用認定若しくは広域認定事業者、又は「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」に基づく認定高度再資源化事業者等の廃棄物関連法の大臣認定に基づき業を行う事業者

【労働安全衛生対策】

○労働安全衛生対策に関する取組状況やコンプライアンスに関する状況(例:労働安全衛生に関する体制整備状況や行政処分歴等)について、協議会による確認を受けること

外国人材の適正な受入れ及び保護を図るため、資源循環分野に特有の事情に鑑み、協議会加入のための基準を協議会において設定し、確認する。これにより、認定等の取得状況の確認では分からない実際の取組状況等を評価し、適正な事業者による外国人材受入れにつなげる。

【基準案】

- 過去5年以内に廃棄物処理業に係る事業停止命令や廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令等を受けていないこと。
 - 過去3年以内に労働関係法令の重大な違反がないこと。
 - 労働安全衛生に関する社内体制が整備されていること。
 - 安全確認等を定期的に行っていること。
- 等

具体的な確認事項（案）

- 過去5年以内に廃棄物処理業に係る事業停止命令を受けていないか。
 - 過去5年以内に廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令、設置許可の取り消しを受けていないか。
 - 過去5年以内に再生利用認定の取消しを受けていないか。
 - 過去3年以内に労働基準関係法令の違反で送検されていないか。
 - 過去3年以内に労働関係法令の重大な違反により、企業名の公表又は認定の取消しをされていないか。
 - 労働安全衛生法令の重大な違反により是正指導を受けたものについて、改善されているか。
 - 過去3年以内に法令違反による死亡災害又は障害等級7級以上に相当する重篤な労働災害を2件以上発生させていないか。
 - 安全衛生委員会、安全協議会等の体制を設け活動をしているか。
 - 安全衛生方針、安全衛生管理計画等を定め、周知しているか。
 - 入社時や配置転換時に安全衛生教育を実施しているか。
 - 作業手順書を作成しているか。
 - 安全確認等のパトロールを定期的実施し、記録を保存しているか。
 - 熱中症対策を講じているか。
 - 重機類等について作業開始前点検、定期自主検査を実施しているか。
 - 安全朝礼、危険予知訓練等を行っているか。
- 等

参考：特定技能の分野別運用方針

介護 特定技能

介護

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 |
|-------------------------------------|--|------------------------------------|--------|
| 業務区分 | 技能水準 | 日本語能力水準 | |
| 介護 | 介護特定技能評価試験(技能)相当以上 (介護育成就労評価試験(専門級)を含む) | A2.2相当以上 及び 介護特定技能評価試験 (日本語) | |
| 従事する業務 | | | |
| 身体介護等(利用者の心身の状態に応じた入浴、食事、排せつの介助等)業務 | | | |

厚生労働省が策定する育成・キャリア形成プログラム

育成就労及び特定技能1号に係る専門技能や日本語能力等の修得を内容とし、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 基礎的な技能を修得し、上長からの指示に従い現場で単独で業務を行うことができるよう介護育成就労評価試験の合格を目指す。
- ② 自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行し、又は、監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行するために必要な実務経験を得る。

特定技能所属機関の要件

- ・ 介護等の業務を行うものである
- ・ 事業所で受け入れることができる1号特定技能外国人は、**事業所単位**で、**日本人等の常勤介護職員の総数を上限**とする
- ・ 特定技能の協議会の構成員になる。特定技能の協議会において協議が調った措置を講じる。特定技能の協議会に対し、必要な協力を行う。
- ・ 厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う
- ・ 介護職員初任者研修課程等を修了し、実務経験等を有する1号特定技能外国人のみを**訪問介護**等の業務に従事させることとし、その場合にあっては、次に掲げる事項を遵守する
 - i 1号特定技能外国人に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行う
 - ii 1号特定技能外国人が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行う
 - iii 1号特定技能外国人に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成する
 - iv ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずる
 - v 1号特定技能外国人が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行う

ビルクリーニング 特定技能

ビルクリーニング

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 | | | |
|----------|----------------------|----------|---|--|---------|---|
| 業務区分 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 業務区分 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 実務経験 |
| ビルクリーニング | ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験 | A2.2相当以上 | ビルクリーニング | ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験 又は 技能検定1級(ビルクリーニング) | B1相当以上 | 特定建築物の建築物内部の清掃又は建築物清掃業もしくは建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物(住宅を除く)内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験 |
| 従事する業務 | | | 従事する業務 | | | |
| 建築物内部の清掃 | | | 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務 | | | |

厚生労働省が策定する育成・キャリア形成プログラム

育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る専門技能や日本語能力等の修得を内容とし、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 特定技能外国人又は育成就労外国人が目指すレベル(求められる役割・作業)
- ② 習得する専門技能・日本語能力
- ③ キャリアアップに向けた経験(現場管理等)

特定技能所属機関の要件

- 都道府県知事より、建築物衛生法第12条の2第1項第1号に規定する**建築物清掃業**又は同項第8号に規定する**建築物環境衛生総合管理業**の登録を受けた営業所において1号特定技能外国人又は2号特定技能外国人を受け入れることとしている。
- 特定技能の協議会の構成員になる。特定技能の協議会において協議が調った措置を講じる。特定技能の協議会に対し、必要な協力をを行う。
- 厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行う。
- 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人をビルクリーニング分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を交付し、又は提供する。

リネンサプライ 特定技能

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

2026年4月1日に分野を追加予定

出典：パブリックコメントHP「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令案」等について(概要)」より

リネンサプライ

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 |
|---|-------------------------|----------|--------|
| 業務区分 | 技能水準 | 日本語能力水準 | |
| リネンサプライ | リネンサプライ分野 特定技能1号評価試験 | A2.2相当以上 | |
| 従事する業務 | | | |
| リネン類の入荷から出荷までの一連の業務 | | | |
| 厚生労働省が策定する育成・キャリア形成プログラム | | | |
| <p>育成就労及び特定技能1号に係るリネンサプライ分野における育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ確かな育成・評価等を行うための指針とする。</p> <p>①特定技能外国人又は育成就労外国人が目指すレベル(求められる役割・作業) ②習得する専門技能・日本語能力 ③キャリアアップに向けた経験(現場管理等)</p> | | | |
| 特定技能所属機関の要件 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 業界団体が定めた「衛生基準」の認定(※)を受けた施設において1号特定技能外国人を受け入れることとしている。 特定技能の協議会の構成員になること。特定技能の協議会において協議が調った措置を講じる。特定技能の協議会に対し、必要な協力を行う。 厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人をリネンサプライ分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を交付し、又は提供する | | | |

パブリックコメントにおける案

※一般社団法人日本リネンサプライ協会が運用するリネンサプライ業に係る洗濯施設及び設備に関する衛生基準又は一般財団法人医療関連サービス振興会が運用する寝具類洗濯業務に関する基準の認定を受けた営業所において一号特定技能外国人を受け入れることとしていること

出典：パブリックコメントHP「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきリネンサプライ分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準(案)について(概要)」より

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 | | | |
|--|---|--------------|------------------|--|-------------|---|
| 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 実務経験 |
| 17区分 (業務区分による) | 製造分野特定技能1号評価試験 又は 技能検定試験3級 又は 育成就労評価試験(専門級) ※業務区分による | A2.2相当 以上 | 3区分 (業務区分による) | 以下のいずれかの試験 ・ 製造分野特定技能2号評価試験 及びビジネス・キャリア検定3級 (生産管理プランニング又は生 産管理オペレーション) ・ 技能検定試験1級 ※業務区分による | B1相当 以上 | 日本国内に拠点を持 つ企業の製造業の現 場において、自らの判 断で業務を遂行でき る能力を要する業務 に従事した実務経験 |
| 経済産業省が策定する育成・キャリア形成プログラム | | | | | | |
| <p>育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る製造業分野における育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。</p> <p>①目指すレベル(求められる役割・作業) ②必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習</p> | | | | | | |
| 特定技能所属機関の要件 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行っている。 特定技能外国人受入事業実施法人(JAIM)に所属する。 特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準経済産業省告示において定める産業を行っている。 特定技能の協議会において協議が調った措置を講じる。 経済産業省又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行う。 特定技能外国人に対し、育成就労制度において従事した業務とは異なる業務に従事する等の場合には、必要に応じて訓練又は研修を実施する 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を交付する。 | | | | | | |

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 | | | |
|---|---|-------------|--|---|-------------|---|
| 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 実務経験 |
| 機械金属加工 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工) 技能検定試験3級(以下のいずれかの作業) 鋳鉄鋳物鋳造、非鉄金属鋳物鋳造、ハンマ型鍛造、プレス型鍛造、ホットチャンバダイカスト、コールドチャンバダイカスト、普通旋盤、フライス盤、数値制御旋盤、マシニングセンタ、金属プレス、構造物鉄工、機械板金、治工具仕上げ、金型仕上げ、機械組立仕上げ、機械検査、機械系保全、電子機器組立て、回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て、回転電機巻線製作、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形、手積み積層成形、建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装、噴霧塗装、工業包装 アルミニウム圧延・押出製品製造育成就労評価試験(専門級) 金属熱処理育成就労評価試験(専門級) 溶接育成就労評価試験(専門級) ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験(専門級) プラスチック成形材料製造育成就労評価試験(専門級) | A2.2相当以上 | 機械金属加工 (複数の技能者を指導しながら、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事し、工程を管理する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 製造分野特定技能2号評価試験(機械金属加工)及びビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション) 技能検定1級(以下のいずれかの職種) 鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電気機器組立て、プラスチック成形、塗装、工業包装、金属熱処理 | B1相当以上 | 日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場において、自らの判断で業務を遂行できる能力を要する業務に従事した実務経験 |
| | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て) 技能検定試験3級(以下のいずれかの作業) 普通旋盤、フライス盤、数値制御旋盤、マシニングセンタ、治工具仕上げ、金型仕上げ、機械組立仕上げ、機械検査、機械系保全、電子機器組立て、回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て、回転電機巻線製作、プリント配線板設計、プリント配線板製造、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形、手積み積層成形、工業包装 ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験(専門級) プラスチック成形材料製造育成就労評価試験(専門級) | | | 電気電子機器組立て (複数の技能者を指導しながら、表面処理等の作業に従事し、工程を管理する業務) | | |

工業製品製造業 特定技能

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 | | | | |
|------------------|--|--|------------------|---|--|------------|---|
| 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 実務経験 | |
| 工業製品製造業 | 金属表面処理 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 製造分野特定技能1号評価試験(金属表面処理) 技能検定試験3級(以下のいずれかの作業) 電気めっき、溶融亜鉛めっき、陽極酸化処理 | A2.2 相当以上 | 金属表面処理 (複数の技能者を指導しながら、表面処理等の作業に従事し、工程を管理する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 製造分野特定技能2号評価試験(金属表面処理) 及び ビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション) 技能検定1級(以下のいずれかの職種) めっき、アルミニウム陽極酸化処理 | B1相当 以上 | 日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場において、自らの判断で業務を遂行できる能力を要する業務に従事した実務経験 |
| | 紙器・段ボール箱製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紙器・段ボール箱製造の製造工程の作業に従事する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 製造分野特定技能1号評価試験(紙器・段ボール箱製造) 技能検定試験3級(以下のいずれかの作業) 印刷箱打抜き、印刷箱製箱、貼箱製造、段ボール箱製造 | | | | | |
| | コンクリート製品製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、コンクリート製品の製造工程の作業に従事する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 製造分野特定技能1号評価試験(コンクリート製品製造) コンクリート製品製造育成就労評価試験(専門級) | | | | | |

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 |
|--|--|----------|--------|
| 業務区分（従事する業務） | 技能水準 | 日本語能力水準 | |
| RPF製造 (指導者の指示を理解し又は自らの判断により、 破碎・成形等の作業に従事する業務) | 製造分野特定技能1号評価試験(RPF製造) | A2.2相当以上 | |
| 陶磁器製品製造 (指導者の指示を理解し又は自らの判断により、 陶磁器製品の製造工程の作業に従事する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 製造分野特定技能1号評価試験(陶磁器製品製造) 陶磁器工業製品製造育成就労評価試験(専門級) | | |
| 印刷・製本 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、 オフセット印刷、グラビア印刷、製本の製造工程の 作業に従事する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 製造分野特定技能1号評価試験(印刷・製本) 技能検定試験3級(以下のいずれかの作業) オフセット印刷、製本 グラビア印刷育成就労評価試験(専門級) | | |
| 紡織製品製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、 紡織製品の製造工程の作業に従事する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 製造分野特定技能1号評価試験(紡織製品製造) 技能検定試験3級(以下のいずれかの作業) 糸浸染、織物・ニット浸染、靴下製造、丸編みニット製造 紡績運転育成就労評価試験(専門級) 織布運転育成就労評価試験(専門級) たて編ニット生地製造育成就労評価試験(専門級) カーペット製造育成就労評価試験(専門級) 製網育成就労評価試験(専門級) 染色(捺染)育成就労評価試験(専門級) | | |
| 縫製 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、 縫製工程の作業に従事する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 製造分野特定技能1号評価試験(縫製) 技能検定試験3級(以下のいずれかの作業) 婦人子供既製服縫製、紳士既製服製造、寝具製作、帆布製品製造、ワイシャツ製造 下着類製造育成就労評価試験(専門級) 自動車シート縫製育成就労評価試験(専門級) タオル製造育成就労評価試験(専門級) カーテン縫製育成就労評価試験(専門級) | | |

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 |
|--|--|----------|--------|
| 業務区分（従事する業務） | 技能水準 | 日本語能力水準 | |
| 電線・ケーブル製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電線又はケーブルの製造工程の作業に従事する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 製造分野特定技能1号評価試験(電線・ケーブル製造) 電線・ケーブル製造育成就労評価試験(専門級) | A2.2相当以上 | |
| プレハブ住宅製品製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、プレハブ住宅製品の製造工程の作業に従事する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 製造分野特定技能1号評価試験(プレハブ住宅製品製造) 技能検定試験3級(以下のいずれかの作業) 大工工事、タイル張り、普通旋盤、金属プレス、構造物鉄工、機械板金、建築塗装、金属塗装、噴霧塗装 溶接育成就労評価試験(専門級) コンクリート製品製造育成就労評価試験(専門級) | | |
| 家具製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、家具製品の製造工程の作業に従事する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 製造分野特定技能1号評価試験(家具製造) 技能検定試験3級(以下のいずれかの作業) 金属プレス、機械板金、家具手加工、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形、金属塗装、噴霧塗装、工業包装 溶接育成就労評価試験(専門級) 家具組立て育成就労評価試験(専門級) マットレス製造育成就労評価試験(専門級) 家具シート縫製育成就労評価試験(専門級) | | |
| 定形・不定形耐火物製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、耐火物製品の製造工程の作業に従事する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 製造分野特定技能1号評価試験(定形・不定形耐火物製造) 定形耐火物製造育成就労評価試験(専門級) 不定形耐火物製造育成就労評価試験(専門級) | | |

| | 特定技能1号 | | | 特定技能2号 |
|---------|--|--|----------|--------|
| | 業務区分（従事する業務） | 技能水準 | 日本語能力水準 | |
| 工業製品製造業 | 生コンクリート製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、生コンクリートの製造工程の作業に従事する業務) | 製造分野特定技能1号評価試験(生コンクリート製造) | A2.2相当以上 | / |
| | ゴム製品製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、ゴム製品の製造工程の作業に従事する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 製造分野特定技能1号評価試験(ゴム製品製造) ゴム製品製造育成就労評価試験(専門級) | | |
| | かばん製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、かばんの製造工程の作業に従事する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 製造分野特定技能1号評価試験(かばん製造) かばん製造育成就労評価試験(専門級) | | |

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 | | | |
|------------------|---|----------|------------------|--|---------|--|
| 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語能力水準 | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語能力水準 | 実務経験 |
| 3区分 (業務区分による) | 建設分野特定技能1号評価試験 又は 技能検定試験3級 又は 育成就労評価試験(専門級) ※業務区分による | A2.2相当以上 | 3区分 (業務区分による) | 建設分野特定技能2号評価試験 又は 技能検定試験1級 又は 単一等級 ※業務区分による | B1相当以上 | 建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験 |

国土交通省が策定する育成・キャリア形成プログラム

育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る育成を内容とする建設業分野における育成・キャリア形成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

元請け企業に課される条件

建設現場では、元請企業が現場管理の責任を負うことから、特定技能所属機関が下請企業である場合、元請企業は、特定技能所属機関が受け入れている特定技能外国人の在留資格及び従事状況(従事させる業務の内容、従事させる期間)について確認する。

特定技能所属機関の要件

- 建設業法第3条の許可を受けている。
- 建設特定技能受入計画の申請日前5年以内又はその申請の日以後に建設業法に基づく監督処分(同法第29条第1項第5号による処分を除く。)を受けていない。
- 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結している。
- 1号特定技能外国人に対し、雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で説明する。
- 特定技能所属機関及び受け入れる特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録する。
- JAC(当該団体を構成する建設業者団体を含む。)に所属する。
- 特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人の数が、特定技能所属機関の常勤の職員(外国人技能実習生、育成就労外国人及び1号特定技能外国人を除く。)の総数を超えない。ただし、優良な育成就労実施者たる特定技能所属機関はこの限りでない。
- 国土交通省の定めるところに従い、1号特定技能外国人に対する報酬予定額、安全及び技能の修得計画等を明記した「建設特定技能受入計画」の認定を受ける
- 1号特定技能外国人に対し、当該外国人を受け入れた後において、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させる。
- 国土交通省又は国土交通省が委託する機関により、認定を受けた計画を適正に履行していることの確認を受ける。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う。
- 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付する。
- 建設分野での特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れに必要な対応を行う。

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 | | | |
|---|--|--------------|--|--|-------------|--|
| 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 実務経験 |
| 土木 (指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 建設分野特定技能1号評価試験(土木) 技能検定試験3級(以下のいずれかの職種)型枠施工、鉄筋施工、とび、造園、塗装、さく井、型枠施工、鉄筋施工、とび、コンクリート圧送施工、ウェルポイント施工、鉄工 建設機械施工育成就労評価試験(押土・整地、積込み、掘削、締固め)(専門級) 溶接育成就労評価試験(手溶接、半自動溶接)(専門級) 管路更生育成就労評価試験(専門級) 鉄筋継手育成就労評価試験(圧接)(専門級) | A2.2 相当以上 | 土木 (複数の建設技能者を指導しながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事し、工程を管理する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 建設分野特定技能2号評価試験(土木) 技能検定1級(以下のいずれかの職種作業)型枠施工、コンクリート圧送施工、鉄筋施工、とび、ウェルポイント施工、鉄工(構造物鉄工)、塗装、さく井、造園、路面標示施工 | B1相当 以上 | 建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験 |
| 建築 (指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 建設分野特定技能1号評価試験(建築) 技能検定試験3級(以下のいずれかの職種)型枠施工、左官、かわらぶき、鉄筋施工、内装仕上げ施工、とび、建築大工、建築板金、塗装、ブロック建築、広告美術仕上げ、シャッター施工、建具製作、石材施工、タイル張り、表装、サッシ施工、防水施工、コンクリート圧送施工、築炉、鉄工 溶接育成就労評価試験(手溶接、半自動溶接)(専門級) 鉄筋継手育成就労評価試験(圧接)(専門級) | | 建築 (複数の建設技能者を指導しながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事し、工程を管理する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 建設分野特定技能2号評価試験(建築) 技能検定1級(以下のいずれかの職種作業)型枠施工、左官、コンクリート圧送施工、かわらぶき、鉄筋施工、内装仕上げ施工、表装、とび、建築大工、建築板金、熱絶縁施工(吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業)、石材施工、タイル張り、築炉、鉄工(構造物鉄工作業)、塗装、防水施工、建具製作、カーテンウォール施工、自動ドア施工、サッシ施工、ガラス施工、ブロック建築、樹脂接着剤注入施工、広告美術仕上げ、厨房設備施工、シャッター施工 技能検定単一等級(以下のいずれかの職種)枠組壁建築、エーエルシーパネル施工、バルコニー施工 | | |

| | 特定技能1号 | | | 特定技能2号 | | | |
|----|--|--|--------------|--|--|-------------|--|
| | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 実務経験 |
| 建設 | ライフライン・設備 (指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等に従事する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 建設分野特定技能1号評価試験(ライフライン・設備) 技能検定試験3級(以下のいずれかの職種作業) 配管、建築板金、冷凍空気調和機器施工、熱絶縁施工 溶接育成就業評価試験(手溶接、半自動溶接)(専門級) 電気設備施工育成就業評価試験(専門級) | A2.2 相当以上 | 建築 (複数の建設技能者を指導しながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理の作業等に従事し、工程を管理する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 建設分野特定技能2号評価試験(ライフライン・設備) 技能検定1級(以下のいずれかの職種作業) 配管、建築板金、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、冷凍空気調和機器施工 | B1相当 以上 | 建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験 |

造船・舶用工業 特定技能

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 | | | |
|------------------|--|----------|------------------|---|---------|------------------------------|
| 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語能力水準 | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語能力水準 | 実務経験 |
| 3区分 (業務区分による) | 造船・舶用工業分野特定技能1号評価試験 又は 技能検定試験3級 又は 育成就労評価試験(専門級) ※業務区分による | A2.2相当以上 | 3区分 (業務区分による) | 造船・舶用工業分野特定技能2号評価試験 又は 技能検定試験1級 ※業務区分による | B1相当以上 | 複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験 |

国土交通省が策定する育成・キャリア形成プログラム

育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る専門分野や日本語能力等の修得を内容とする育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 基礎的な技能を修得し、上長からの指示に従い現場で単独で業務を行うことができるよう技能検定や溶接育成就労評価試験の合格を目指す。
- ② 自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行し、又は、監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行するために必要な実務経験を得る。

特定技能所属機関の要件

- ・ 造船法第6条第1項の事業を営む者、小型船造船業法第2条第1項に規定する小型船造船業を営む者その他の造船・舶用工業分野に係る事業を営む者である。
- ・ 国土交通省が設置する特定技能の協議会の構成員になる(*)。
- ・ 特定技能の協議会に対し、必要な協力を行う(*)。
- ・ 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う(*)。
- ・ 特定技能外国人に対し、必要に応じて、多能工として必要な訓練・研修を通じたスキルアップや、いずれ管理業務に従事することを見据えた研修等を実施する。
- ・ 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託する場合に当たっては、上記3つの*の条件を満たす登録支援機関に委託する。
- ・ 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付する。
- ・ 国土交通大臣の認める巡回確認機関により、職場における特定技能外国人の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成について確認を受ける。

特定技能外国人が従事する業務について

国土交通省は、当該特定技能外国人が従事する業務が、造船・舶用工業分野に属する技能を要する業務であることの確認を行う。

造船・舶用工業 特定技能

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

| 造船・舶用工業 | 特定技能1号 | | | 特定技能2号 | | | |
|---|---|--|----------|--|---|---------|------------------------------|
| | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語能力水準 | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語能力水準 | 実務経験 |
| | 造船 (監督者の指示を理解し、又は自らの判断により、船舶の製造工程(溶接、塗装、鉄工、とび、配管、船舶加工)の作業に従事する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 造船・舶用工業分野特定技能1号評価試験(造船) 溶接育成就労評価試験(専門級) 技能検定試験3級(以下のいずれかの職種) 塗装、鉄工、とび、配管、建築板金、建具製作、左官、熱絶縁施工、内装仕上げ施工、工場板金、家具製作 | A2.2相当以上 | 造船 (複数の技能者を指導しながら、船舶の製造工程(溶接、塗装、鉄工、とび、配管、船舶加工)の造船作業に従事) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 造船・舶用工業分野特定技能2号評価試験(造船) 技能検定1級(以下のいずれかの職種) 塗装、鉄工、とび、配管、建築板金、建具製作、左官、熱絶縁施工、内装仕上げ施工、工場板金、家具製作 | B1相当以上 | 複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験 |
| 舶用機械 (監督者の指示を理解し、又は自らの判断により舶用機械の製造工程(溶接、塗装、鉄工、仕上げ、機械加工、配管、鋳造、金属プレス加工、強化プラスチック成形、機械保全、船舶機械加工)の作業に従事する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 造船・舶用工業分野特定技能1号評価試験(舶用機械) 溶接育成就労評価試験(専門級) 技能検定試験3級(以下のいずれかの職種) 機械保全、塗装、鉄工、仕上げ、機械加工、配管、鋳造、金属プレス加工、強化プラスチック成形、建築板金、熱絶縁施工、工場板金、機械検査 | 舶用機械 (複数の作業員を指揮・命令・管理しながら、舶用機械の製造工程(溶接、塗装、鉄工、仕上げ、機械加工、配管、鋳造、金属プレス加工、強化プラスチック成形、機械保全、船舶機械加工)の作業に従事する業務) | | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 造船・舶用工業分野特定技能2号評価試験(舶用機械) 技能検定1級(以下のいずれかの職種) 機械保全、塗装、鉄工、仕上げ、機械加工、配管、鋳造、金属プレス加工、強化プラスチック成形、建築板金、熱絶縁施工、工場板金、機械検査 | | | |

造船・船用工業 特定技能

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

| 造船・船用工業 | 特定技能1号 | | | 特定技能2号 | | | |
|---------|--|---|----------|---|---|---------|------------------------------|
| | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語能力水準 | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語能力水準 | 実務経験 |
| | 船用電気電子機器 (監督者の指示を理解し、又は自らの判断により船用電気電子機器の製造工程(機械加工、電気機器組立て、金属プレス加工、電子機器組立て、プリント配線板製造、配管、機械保全、船用電気電子機器加工)の作業に従事する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 造船・船用工業分野特定技能1号評価試験(船用電気電子機器) 技能検定試験3級(以下のいずれかの職種)機械保全、機械加工、電気機器組立て、金属プレス加工、電子機器組立て、プリント配線板製造、配管、工場板金、機械検査 | A2.2相当以上 | 船用電気電子機器 (複数の作業員を指揮・命令・管理しながら、船用電気電子機器の製造工程(機械加工、電気機器組立て、金属プレス加工、電子機器組立て、プリント配線板製造、配管、機械保全、船用電気電子機器加工)の作業に従事する業務) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 造船・船用工業分野特定技能2号評価試験(船用電気電子機器) 技能検定1級(以下のいずれかの職種作業)機械保全、機械加工、電気機器組立て、金属プレス加工、電子機器組立て、プリント配線板製造、配管、工場板金、機械検査 | B1相当以上 | 複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験 |

自動車整備 特定技能

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 | | | |
|------------------|---|--------------|------------------|---|-------------|--|
| 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 実務経験 |
| 2区分 (業務区分による) | 特定技能1号評価試験 又は 自動車整備士技能検定3級 又は 育成就労評価試験(専門級) ※業務区分による | A2.2相 当以上 | 2区分 (業務区分による) | 特定技能2号評価試験 又は 自動車整備士技能検定2級 又は 自動車車体・電子制御装置整備士 技能検定 ※業務区分による | B1相当 以上 | 道路運送車両法に基づく地方 運輸局長の認証を受けた事業 場において、自らの判断により 専門的・技術的な整備作業に従 事した実務経験(自動車整備 士技能検定2級又は自動車車 体・電子制御装置整備士の技能 検定に合格した者を除く) |

国土交通省が策定する育成・キャリア形成プログラム

育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る自動車整備業務又は車体整備業務におけるキャリアを形成するために必要な事項を内容とする育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

①専門的な技能 ②日本語能力その他キャリア形成に必要な事項

特定技能所属機関の要件

- 国土交通省が設置する特定技能の協議会の構成員になる(*)。
- 特定技能の協議会に対し必要な協力を行う(*)。
- 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う(*)。
- 道路運送車両法に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場(認証工場)である。
- 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、次の全ての条件を満たす登録支援機関に委託する。
 - i 上記3つの「*」の条件を満たす。
 - ii 次のいずれかに該当する者を置く。
 - (i) 1級又は2級の自動車整備士の資格を有する者
 - (ii) 自動車整備士の養成施設において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者
 - (iii) 自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者(車体整備業務区分のみ)
- 特定技能外国人の当該機関における自動車整備分野に係る実務経験を証する書面を交付する。

自動車整備 特定技能

※緑字は新規追加

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

| 自動車整備 | 特定技能1号 | | | 特定技能2号 | | |
|---|---|--------------|---|---|------------|--|
| | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語能力水準 | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語能力水準 実務経験 |
| 自動車整備 (自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備及び特定整備に付随する基礎的な業務) | 以下のいずれかの試験 | A2.2 相当以上 | 自動車整備 (他の要員への指導を行いながら従事する自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備及び特定整備に付随する一般的な業務) | 以下のいずれかの試験 | B1相当 以上 | 道路運送車両法に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場において、自らの判断により専門的・技術的な整備作業に従事した実務経験（自動車整備士技能検定2級又は自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者を除く） |
| | <ul style="list-style-type: none"> 自動車整備業務特定技能1号評価試験 自動車整備士技能検定3級 自動車整備業務育成就労評価試験（専門級） | | <ul style="list-style-type: none"> 自動車整備業務特定技能2号評価試験 自動車整備士技能検定2級 | | | |
| 車体整備 (車体の板金、塗装、ボデー・フレームの修正及びこれらに付随する特定整備の基礎的な業務) | 以下のいずれかの試験 | | 車体整備 (他の要員への指導を行いながら従事する車体の板金、塗装、ボデー・フレームの修正及びこれらに付随する特定整備の一般的な業務) | 以下のいずれかの試験 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 車体整備業務特定技能1号評価試験 車体整備業務育成就労評価試験（専門級） | | | <ul style="list-style-type: none"> 車体整備業務特定技能2号評価試験 自動車車体・電子制御装置整備士技能検定 | | |

経過措置

特定技能1号および特定技能2号の技能水準(育成就労評価試験を除く)/業務区分/従事する業務については、2026/1/23から2027/3/31までの間は従前の例による。

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 | | | |
|------------------|------------|-------------|------------------|---|-------------|--|
| 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 実務経験 |
| 2区分 (業務区分による) | 特定技能1号評価試験 | A2.2相当以上 | 2区分 (業務区分による) | 特定技能2号評価試験 又は 航空従事者技能証明 ※業務区分による | B1相当以上 | <ul style="list-style-type: none"> 空港グランドハンドリング業務：現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験 航空機整備業務：現場において専門的な知識・技量を要する作業を実施した実務経験 |

国土交通省が策定する育成・キャリア形成プログラム

特定技能1号及び特定技能2号に係る講習受講・資格取得等を内容とする育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予測できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 講習受講・資格取得 ② 日本語能力 ③ マネジメント経験 ④ その他(フォローアップや意欲向上策等)

特定技能所属機関の要件

- 空港管理者により空港管理規則に基づく当該空港における営業の承認等を受けた事業者若しくは航空運送事業者又は航空法に基づき国土交通大臣の認定を受けた航空機整備等に係る事業場を有する事業者若しくは当該事業者から業務の委託を受ける事業者である。
- 国土交通省が設置する特定技能の協議会の構成員になる(*)。
- 特定技能の協議会に対し、必要な協力を行う(*)。
- 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う(*)。
- 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記3つの「*」の条件を満たす登録支援機関に委託する。
- 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付する。

特定技能外国人の雇用形態

航空分野の事業者を特定技能所属機関とする**直接雇用**形態(同時に航空分野の2事業者を特定技能所属機関とする**在籍型出向**形態を含む。)

在籍型出向を活用して受け入れる場合に講じる措置

国土交通省において、在籍型出向を行う**出向元・出向先の特定技能所属機関を把握**し、当該機関同士が適切に在籍型出向を行うことができることを確認した上で、出向期間中における**所定内賃金等の待遇**が出向元におけるものに比べ**維持又は向上**されることや**在籍型出向に係る期間**(1号特定技能外国人については1年につき通算4月を超えない期間とする。)における1号特定技能外国人支援を行う主体等を事前に確認する。

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 | | | |
|--|----------------------------------|--------------|--|----------------------------------|------------|-----------------------------|
| 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語能力水準 | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語能力水準 | 実務経験 |
| 航空 空港グランドハンドリング (社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下で行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、 旅客ハンドリング業務 、 機内食等の運搬・搭降載業務 、 航空燃料取扱業務) | 航空分野特定技能1号評価試験 (空港グランドハンドリング) | A2.2 相当以上 | 空港グランドハンドリング (社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・搭降載業務、航空燃料取扱業務(これら工程を管理する業務)) | 航空分野特定技能2号評価試験 (空港グランドハンドリング) | B1相当 以上 | 現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験 |
| | | | 航空機整備 (運航整備、機体整備、装備品・原動機整備等において行う航空機の機体及び装備品又は部品等の整備業務) | 航空分野特定技能1号評価試験 (航空機整備) | | |

宿泊 特定技能

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 | | | |
|---|---|----------|---|--------------------|---------|--|
| 業務区分 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語能力水準 | 実務経験 |
| 宿泊 | 宿泊分野特定技能1号 評価試験 | A2.2相当以上 | 宿泊 | 宿泊分野特定技能2号 評価試験 | B1相当以上 | 宿泊施設において複数の従業員を指導しながら、フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務に従事した実務経験 |
| 従事する業務 | | | 従事する業務 | | | |
| 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 | | | 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 | | | |
| 国土交通省が策定する育成・キャリア形成プログラム | | | | | | |
| 宿泊 | <p>育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る日本で働きながら目指すべき姿を見据えた中長期的なキャリアパスに合わせた育成・支援に向けて策定する育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予定できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ確かな育成・評価等を行うための指針とする。</p> <p>① 資格取得 ② 日本語能力 ③ マネジメント経験</p> | | | | | |
| | 特定技能所属機関の要件 | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> • 旅館・ホテル営業の形態で旅館業を営み、かつ、次のいずれにも該当する。 <ul style="list-style-type: none"> i 旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けている。 ii 1号特定技能外国人及び2号特定技能外国人を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)第2条第6項第4号に規定する施設において就労させないこととしている。 iii 1号特定技能外国人及び2号特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこととしている。なお、その確実な履行を図るため、必要な措置を講じる。 • 国土交通省が設置する特定技能の協議会の構成員になる(*)。 • 特定技能の協議会に対し、必要な協力を行う(*)。 • 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う(*)。 • 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記3つの「*」の条件を全て満たす登録支援機関に委託する。 • 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付する。 | | | | | | |

自動車運送業 特定技能

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 |
|---|---------|---------|--------|
| 業務区分（従事する業務） | 技能水準 | 日本語能力水準 | |
| 3区分（業務区分による） | 業務区分による | 業務区分による | |
| 国土交通省が策定する育成・キャリア形成プログラム | | | |
| <p>特定技能1号に係るキャリアステップの概要を内容とする育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。</p> <p>① 講習受講・資格取得 ② 日本語能力 ③ マネジメント経験 ④ その他(フォローアップや意欲向上策等)</p> | | | |
| 特定技能所属機関の要件 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省が設置する特定技能の協議会の構成員になる。特定技能の協議会に対し必要な協力を行う。 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う。 道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業(貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。)を経営する者である。 1号特定技能外国人が業務に従事する事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、特定のものをやっている。 一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者、又はトラック運送業における特定技能所属機関においては、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(貨物自動車運送事業法第43条に規定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。)が認定する安全性優良事業所を有する者である。 タクシー運送業及びバス運送業における特定技能所属機関は、特定技能1号の在留資格で受け入れる予定の外国人に対し、新任運転者研修を実施する。 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、特定技能の協議会の構成員となっており、かつ、国土交通省及び特定技能の協議会に対して必要な協力を行う登録支援機関に委託する。 | | | |

自動車運送業

特定技能所属機関の要件(つづき)

- タクシー運送業及びバス運送業(道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を除く。以下*において同じ。)における特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の日本語能力水準が日本語教育の参照枠のA2.2相当の水準の場合にあって当該特定技能外国人に運転業務を行わせる場合は、当該特定技能外国人のB1相当以上の日本語能力修得に向けた日本語学習プランを作成する。
- タクシー運送業及びバス運送業(*)における特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の日本語能力水準が日本語教育の参照枠のA2.2相当の水準の場合にあって当該特定技能外国人に運転業務を行わせる場合は、当該特定技能所属機関に雇用され、乗客対応に関する必要な指導を受けた者を、乗客、関係機関等との意思疎通を補助する要員として同乗させる。
- バス運送業(*)における特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の日本語能力水準が日本語教育の参照枠のA2.2相当の水準の場合にあって、離島(離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島並びに奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島をいう。)又は半島振興法第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域において、当該特定技能外国人に運転業務を行わせる場合は、次の措置を講ずる(この場合、上記■の要件は適用しない。)
 - i 当該特定技能外国人と地域の共生を図るため、当該特定技能外国人に運転業務を行わせる地域に属する地方公共団体が特定技能所属機関と協力し実施する取組について記載した文書を当該地方公共団体から受領する。
 - ii 事故対応等の緊急事態が生じた場合に、当該特定技能外国人が特定技能所属機関や関係機関への連絡等を含めた適切な対応を行うために必要な情報通信技術等の活用を始めとした環境の整備を実施する。

在留資格「特定活動」による入国・在留

- 1号特定技能外国人がトラック、タクシー、バス運転者の業務を行うに当たっては、その前提として、運転免許の取得に加え、タクシー運送業及びバス運送業においては、新任運転者研修を修了する必要があるところ、運転免許の取得や新任運転者研修の受講のため、一定期間我が国での在留が必要となることから、運転免許の取得や新任運転者研修の受講以外の要件を満たした者については、受入れ機関との雇用契約の下、在留資格「特定活動」による入国・在留を認める。
- 在留期間の上限は、トラック運送業については6月、タクシー運送業及びバス運送業については1年とする。なお、当該在留資格をもって在留する期間は、「特定技能1号」の在留資格をもって在留する通算在留期間に算入しない。
- 当該在留資格による在留中には、上記手続等のほか、受入れ機関における車両の清掃といった関連作業に従事することを認める。

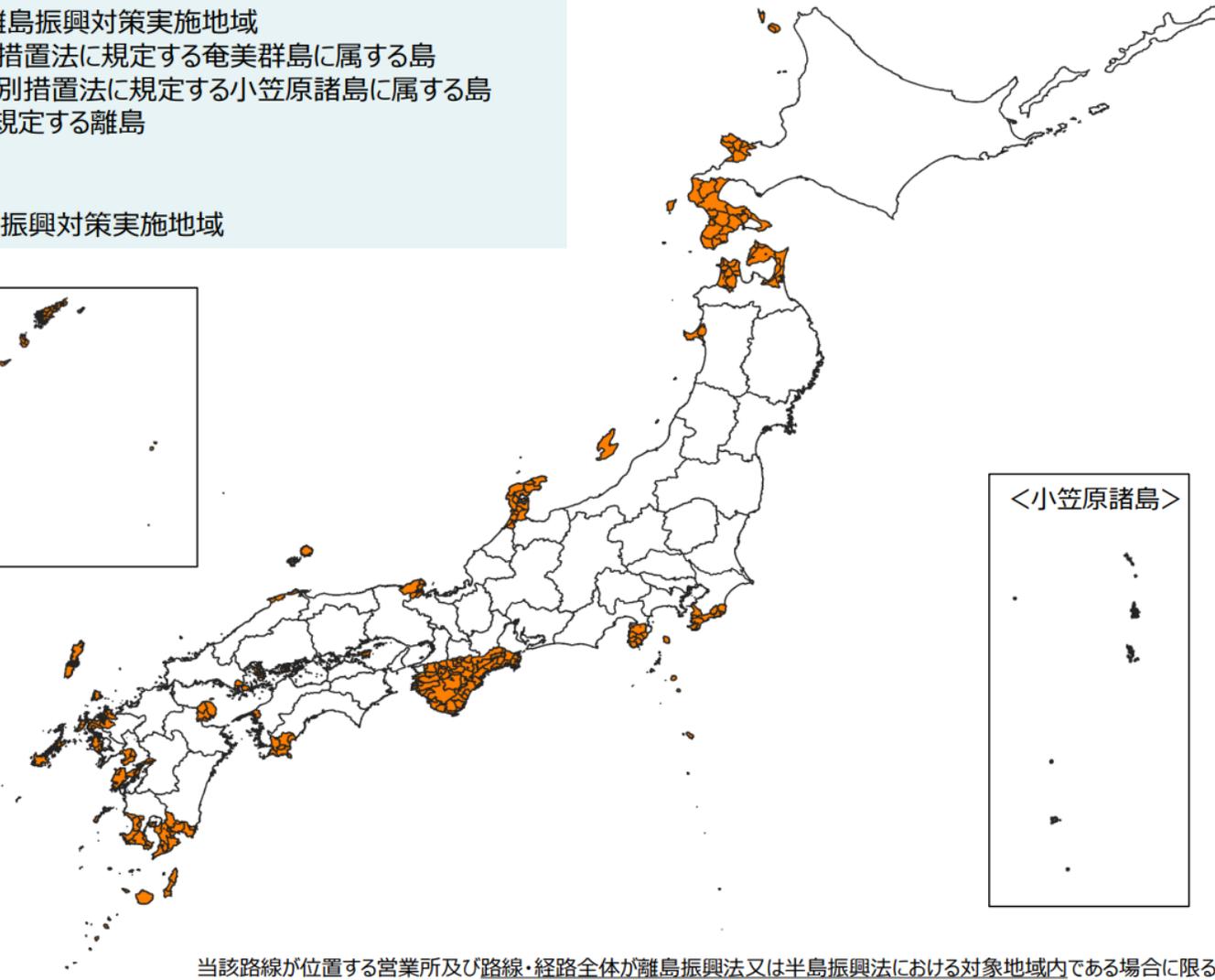
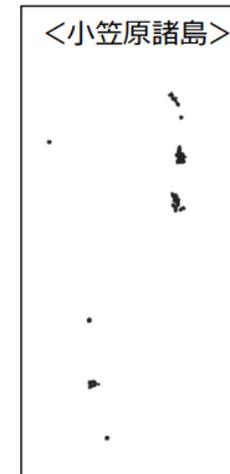
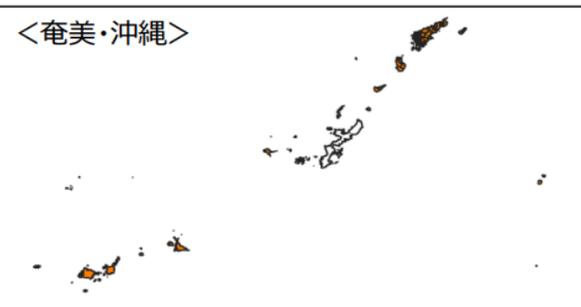
離島・半島地域

【離島】

- 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域
- 奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島に属する島
- 小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原諸島に属する島
- 沖縄振興特別措置法に規定する離島

【半島】

- 半島振興法における半島振興対策実施地域



当該路線が位置する営業所及び路線・経路全体が離島振興法又は半島振興法における対象地域内である場合に限る。

自動車運送業 特定技能

出典：出入国在留管理庁HP「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」より

| 自動車運送業 | 特定技能1号 | | 特定技能2号 |
|--------|--|---------------------------------------|--|
| | 業務区分（従事する業務） | 技能水準 | |
| | トラック運転者 (事業用自動車(トラック)の運転、運転に付随する業務) | 自動車運送業分野特定技能1号評価試験(トラック)及び 第一種運転免許 | A2.2相当以上 |
| | タクシー運転者 (事業用自動車(タクシー)の運転、運転に付随する業務) | 自動車運送業分野特定技能1号評価試験(タクシー)及び 第二種運転免許 | B1相当以上 又は A2.2相当(ただし、前ページの●および■の措置が講じられている場合に限られる) |
| | バス運転者 (事業用自動車(バス)の運転、運転に付随する業務) | 自動車運送業分野特定技能1号評価試験(バス)及び 第二種運転免許 | B1相当以上 又は A2.2相当(ただし、前ページの●および■または□の措置が講じられている場合に限られる) |

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 |
|---|---|--------------------------------------|--------|
| 業務区分（従事する業務） | 技能水準 | 日本語能力水準 | |
| 6区分 (業務区分による) | 特定技能1号評価試験 又は 技能検定試験3級 又は 育成就労評価試験(専門級) ※業務区分による | A2.2相当以上 又は B1相当以上 ※業務区分による | |
| 国土交通省が策定する育成・キャリア形成プログラム | | | |
| 育成就労、特定技能1号に係る鉄道分野における育成・キャリア形成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。 | | | |
| 特定技能所属機関の要件 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業法による鉄道事業者、軌道法による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者である。 国土交通省が設置する特定技能の協議会の構成員になる(*)。 特定技能の協議会において協議が調った措置を講じる(*)。 特定技能の協議会に対し、必要な協力を行う(*)。 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う(*)。 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記4つの「*」の条件を満たす登録支援機関に委託する。 | | | |
| 特定技能外国人の雇用形態 | | | |
| 鉄道分野の事業者を特定技能所属機関とする 直接雇用 形態(同時に鉄道分野の2事業者を特定技能所属機関とする 在籍型出向形態 を含む。) | | | |
| 在籍型出向を活用して受け入れる場合に講じる措置 | | | |
| 国土交通省において、在籍型出向を行う 出向元・出向先の特定技能所属機関を把握 し、当該機関同士が適切に在籍型出向を行うことができることを確認した上で、出向期間中における 所定内賃金等の待遇 が出向元におけるものに比べ 維持又は向上 されることや 在籍型出向に係る期間 (1号特定技能外国人については1年につき通算4月を超えない期間とする。)における 1号特定技能外国人支援を行う主体等 を 事前に確認 する。 | | | |

特定技能所属機関として「駅又は車両の清掃に係る事業を営む者」を追加
(2026年4月1日適用予定)

出典：パブリックコメントHP「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件について」より

鉄道

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 |
|---|---|----------|--------|
| 業務区分（従事する業務） | 技能水準 | 日本語能力水準 | |
| 軌道整備 (軌道検測作業、レール交換作業、まくらぎ交換作業、バラストを取り扱う作業、保安設備を取り扱う作業等、軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等) | 鉄道分野特定技能1号評価試験(軌道整備) | A2.2相当以上 | |
| 電気設備整備 (電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等) | 鉄道分野特定技能1号評価試験(電気設備整備) | | |
| 車両整備 (列車検査、定期検査、臨時検査、構内入換、駅派出所対応、改造工事、在庫・予備品管理、工場設備取扱い、定期・臨時清掃業務等) | 鉄道分野特定技能1号評価試験(車両整備) | | |
| 車両製造 (素材加工、部品組立て、構体組立て、塗装、溶接、ぎ装、台車枠製造、台車組立て、電子機器組立て、電気機器組立て、試験・検査、部品検収・配膳業務等) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 鉄道分野特定技能1号評価試験(車両製造) 技能検定3級(以下のいずれかの職種) 機械加工、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、塗装 | | |
| 運輸係員 (ポイント操作、入換え合図、駅設備管理・取扱業務、旅客案内・貨物取扱業務、運行管理業務、車掌業務、運転士業務等) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 鉄道分野特定技能1号評価試験(運輸係員) 鉄道分野育成就労評価試験(駅係員作業)(専門級) | B1相当以上 | |
| 駅・車両清掃 (車両内部清掃(折り返し清掃含む)、車両外部清掃、コンコース清掃・駅舎清掃、ホーム清掃(駅務機器、エレベータ、エスカレータ清掃含む)、休憩室清掃(駅員・乗務員用等)等) | 鉄道分野特定技能1号評価試験(駅・車両清掃) | A2.2相当以上 | |

鉄道

2026年4月1日に分野を追加予定

出典：パブリックコメントHP「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令案」等について(概要)」より

| 特定技能1号 | | 特定技能2号 |
|---|------------------|----------|
| 業務区分 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 物流倉庫 | 物流倉庫分野特定技能1号評価試験 | A2.2相当以上 |
| 従事する業務 物流倉庫において、倉庫内で行われる貨物の入出庫、保管その他の倉庫内各種作業を実施する業務 | | |

国土交通省が策定する育成・キャリア形成プログラム

育成就労及び特定技能1号に係るキャリアステップの概要を内容とする育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 講習受講・資格取得 ② 日本語能力 ③ マネジメント経験

特定技能所属機関の要件

- 倉庫業法の規定に基づき国土交通大臣による倉庫業の登録を受けた倉庫業者であって、貨物の入出庫、保管その他の倉庫内各種作業(以下「倉庫作業」という。)を自ら実施する者、当該倉庫業者との間の業務委託に基づき当該倉庫業者が占有する営業用の倉庫において倉庫作業を実施する者又は貨物自動車運送事業法の規定に基づき国土交通大臣による一般貨物自動車運送事業の許可若しくは特定貨物自動車運送事業の許可を受けた者であって、その占有する倉庫において倉庫作業を自ら実施する者若しくはその事業に関連して他人の需要に応じ、有償で倉庫作業を実施する者である。
- 生産性や労働安全衛生の向上に資するものとして、入庫管理、在庫管理及び出庫管理の機能を持つシステムやこれに準ずるシステムを利活用する。併せて、当該システムと連携することでその機能を拡充させ、一層の作業の省力化及び労働安全衛生の向上を図ることのできる機器又はシステムの利活用を継続して行う。これらの利活用の状況について、特定技能の協議会において定める方法により、特定技能の協議会の入会から概ね1年を目途に事業者から特定技能の協議会へ報告し、確認を受ける。
- 倉庫業者との間の業務委託に基づき当該倉庫業者が占有する営業用の倉庫において倉庫作業を実施する者が特定技能所属機関となる場合には、受け入れる特定技能外国人の雇用の継続性につき、業務委託元の倉庫業者と業務委託を受けて倉庫作業を実施する者の間で、両者が共同で責任を持つ内容の協議書を作成し、取り交わす。
- 特定技能の協議会の構成員である。特定技能の協議会において協議が調った事項に関する措置を講じる。特定技能の協議会に対し、必要な協力を行う。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う。
- 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を物流倉庫分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における電磁的記録を含む。)を交付し、又は提供する。
- 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、次のいずれにも該当する登録支援機関に委託している。
 - i 特定技能の協議会の構成員である。
 - ii 特定技能の協議会において協議が調った事項に関する措置を講じる。
 - iii 特定技能の協議会に対し、必要な協力を行う。
 - iv 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う。

物流倉庫

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 | | | |
|---|---|--------------|------------------|------------------|-------------|---|
| 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 実務経験 |
| 2区分 (業務区分による) | 農業特定技能1号 評価試験 又は 育成就労評価試験 (専門級) | A2.2 相当以上 | 2区分 (業務区分による) | 農業特定技能2号評価 試験 | B1相当 以上 | 以下のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 農業の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(職長)としての実務経験 農業の現場における実務経験 |
| 農林水産省が策定する育成・キャリア形成プログラム | | | | | | |
| <p>育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る講習受講・資格取得等を内容とする育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。</p> <p>① 講習受講・資格取得 ② 日本語能力 ③ マネジメント経験</p> | | | | | | |
| 特定技能外国人の雇用形態 | | | | | | |
| <p>農業分野の事業者を特定技能所属機関とする直接雇用形態及び労働者派遣事業者を特定技能所属機関として、外国人を農業分野の事業者に派遣する労働者派遣形態</p> | | | | | | |
| 特定技能所属機関等の要件 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 直接雇用形態の場合、特定技能所属機関となる事業者は、労働者を6月以上雇用した経験又はこれに準ずる経験がある。 労働者派遣形態の場合、次の要件を満たす。 <ul style="list-style-type: none"> i 特定技能所属機関となる労働者派遣事業者は、農業現場の実情を把握しており特定技能外国人の受入れを適正かつ確実に遂行するために必要な能力を有している。 ii 外国人材の派遣先となる事業者は、労働者を6月以上雇用した経験がある者又は派遣先責任者講習等を受講した者を派遣先責任者とする者である。 特定技能の協議会の構成員になる。 特定技能所属機関及び派遣先となる事業者は、特定技能の協議会に対し必要な協力を行う。 特定技能所属機関及び派遣先となる事業者は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行う。 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、特定技能の協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託する。 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付する。 | | | | | | |

農業

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 | | | |
|--|---|----------|--|---|---------|--|
| 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語能力水準 | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語能力水準 | 実務経験 |
| 農業 耕種農業 (栽培管理及び農産物の集出荷・選別等の農作業(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、栽培管理等の作業に従事する業務)) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 農業特定技能1号評価試験(耕種農業全般) 育成就労評価試験(専門級)(施設園芸、稲作・畑作、果樹) | A2.2相当以上 | 耕種農業 (耕種農業(栽培管理、農産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する管理業務(複数の技能者を指導しながら、栽培管理等の作業に従事し、工程を管理する業務)) | 農業特定技能2号評価試験(耕種農業全般) | B1相当以上 | 以下のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 農業の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(職長)としての実務経験 農業の現場における実務経験 |
| | 畜産農業 (飼養管理及び畜産物の集出荷・選別等の農作業(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、飼養管理等の作業に従事する業務)) | | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 農業特定技能1号評価試験(畜産農業全般) 育成就労評価試験(専門級)(養豚、家きん、養牛) | 畜産農業 (畜産農業(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する管理業務(複数の技能者を指導しながら、飼養管理等の作業に従事し、工程を管理する業務)) | | |

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 | | | |
|------------------|------------------|--------------|------------------|------------------|-------------|---|
| 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 実務経験 |
| 2区分 (業務区分による) | 1号漁業特定 技能評価試験 | A2.2 相当以上 | 2区分 (業務区分による) | 2号漁業特定技能 評価試験 | B1相当 以上 | 以下のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 漁船法上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験 漁業法及び内水面漁業の振興に関する法律に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験 |

農林水産省が策定する育成・キャリア形成プログラム

育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る漁業分野における育成・キャリア形成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

特定技能外国人の雇用形態

漁業分野の事業者を特定技能所属機関とする**直接雇用**形態及び労働者派遣事業者(特定技能所属機関等の要件における(☆)マークの労働者派遣事業者に限る)を特定技能所属機関として、外国人を農業分野の事業者に派遣する**労働者派遣**形態(船員派遣形態を含む)

特定技能所属機関等の要件

- (☆)労働者派遣形態の場合、特定技能所属機関となる労働者派遣事業者(船員派遣事業者を含む。以下同じ。)は、**地方公共団体又は漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会その他漁業に関連する業務を行っている者が関与するもの**に限る。
- 特定技能所属機関は、特定技能の協議会の構成員になる。特定技能所属機関は、特定技能の協議会において協議が調った措置を講じる。
- 特定技能所属機関は、特定技能の協議会及びその構成員に対し、必要な協力を行うこと。
- 漁業分野の1号特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関が登録支援機関に支援計画の全部又は一部の実施を委託するに当たっては、漁業分野に**固有の基準に適合している登録支援機関**に限る。
- 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付する。

派遣先事業者の要件

派遣先事業者は、特定技能の協議会及びその構成員に対し、必要な協力を行う。

| | 特定技能1号 | | | 特定技能2号 | | | |
|----|--|-----------------------|--------------|---|-----------------------|-------------|--|
| | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 実務経験 |
| 漁業 | 漁業 (監督者の指示を理解し、又は自らの判断により、漁具の作成・補修、漁具・漁労機器の操作、漁獲物の処理、安全衛生等の作業に従事する業務) | 1号漁業特定技能評価試験 (漁業) | A2.2 相当以上 | 漁業 (自らの判断により業務を遂行し、又は作業員を指導しながら作業に従事し、漁業の作業工程を管理する業務) | 2号漁業特定技能評価試験 (漁業) | B1相当 以上 | 以下のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 漁船法上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験 漁業法及び内水面漁業の振興に関する法律に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験 |
| | 養殖業 (監督者の指示を理解し、又は自らの判断により、養殖水産物の取扱い、漁具の作成・補修・管理、漁具の整理・整頓、安全衛生等の作業に従事する業務) | 1号漁業特定技能評価試験 (養殖業) | | 養殖業 (自らの判断により業務を遂行し、又は作業員を指導しながら作業に従事し、養殖業の作業工程を管理する業務) | 2号漁業特定技能評価試験 (養殖業) | | |

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 | | | |
|---|---|--------------|------------------|----------------|-------------|--|
| 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 実務経験 |
| 2区分 (業務区分による) | 特定技能1号評価 試験 又は 育成就労評価試 験(専門級) 又は 技能検定試験3級 | A2.2 相当以上 | 2区分 (業務区分による) | 特定技能2号評価 試験 | B1相当 以上 | 飲食料品製造業分野において、複数の 従業員を指導しながら作業に従事し、 工程を管理する者としての実務経験 |
| 農林水産省が策定する育成・キャリア形成プログラム | | | | | | |
| <p>育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る飲食料品製造業分野における育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。</p> <p>①各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数 ②レベルアップするときに必要な経験・実績、資格・検定など</p> | | | | | | |
| 特定技能所属機関等の要件 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能の協議会の構成員になる。特定技能の協議会に対し、必要な協力を行う。 ・ 農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行う。 ・ 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、特定技能の協議会の構成員となっており、かつ、農林水産省及び特定技能の協議会に対して必要な協力を行う登録支援機関に委託する。 ・ 特定技能外国人に対するキャリアアッププランのイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明する。 ・ 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付する。 ・ 特定技能外国人が業務に従事する事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、特定のものを行っている。 | | | | | | |

飲食料品製造業

特定技能1号と特定技能2号の技能水準、業務区分及び従事する業務については、2026年1月23日から2027年3月31日までの間は、なお従前の例による。

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 | | | |
|------------------|---|--|------------------|--|-------------|--|
| 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 業務区分 (従事する業務) | 技能水準 | 日本語 能力水準 | 実務経験 |
| 飲食料品製造業 | 飲食料品製造業 (飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工及び安全衛生の確保(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、飲食料品製造工程の作業に従事する業務)) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 飲食料品製造業特定技能1号評価試験 育成就労評価試験(専門級)(缶詰巻締、食鳥処理加工、牛豚食肉処理加工、惣菜製造、農産物漬物製造) 技能検定試験3級(ハム・ソーセージ・ベーコン製造、パン製造) | A2.2 相当以上 | 飲食料品製造業 (飲食料品製造業(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工及び安全衛生の確保)に加え、飲食料品製造業に関する管理業務(複数の技能者を指導しながら、飲食料品製造の作業に従事し、工程を管理する業務)) | B1相当 以上 | 飲食料品製造業分野において、複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験 |
| | 水産加工業 (水産加工品の製造・加工及び安全衛生の確保(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、水産加工工程の作業に従事する業務)) | 以下のいずれかの試験 <ul style="list-style-type: none"> 水産加工業特定技能1号評価試験 水産加工育成就労評価試験(専門級) 技能検定試験3級(水産練り製品製造) | | 水産加工業 (水産加工業(水産加工品の製造・加工及び安全衛生の確保)に加え、水産加工業に関する管理業務(複数の技能者を指導しながら、水産加工の作業に従事し、工程を管理する業務)) | | |

飲食料品製造業

外食業 特定技能

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 | | | |
|--|---|----------|---------------------|---------------|---------|--|
| 業務区分 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 業務区分 | 技能水準 | 日本語能力水準 | 実務経験 |
| 外食業 | 外食業特定技能1号評価試験 又は 医療・福祉施設給食製造育成就労評価試験(専門級) | A2.2相当以上 | 外食業 | 外食業特定技能2号評価試験 | B1相当以上 | 食品衛生法の営業許可を受けた飲食店等において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者(副店長、サブマネージャー等)としての実務経験(ただし、当該経験を終えてから、農林水産大臣が別途定める期間を経過していない者に限る。) |
| 従事する業務 | | | 従事する業務 | | | |
| 飲食物調理、接客及び店舗管理 | | | 飲食物調理、接客、添付管理及び店舗経営 | | | |
| 農林水産省が策定する育成・キャリア形成プログラム | | | | | | |
| <p>育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る外食業分野の人材育成を内容とする育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。</p> <p>①各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数 ②レベルアップするときに必要な経験・実績、資格・検定など</p> | | | | | | |
| 特定技能所属機関の要件 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 特定技能外国人に対して、風俗営業法第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所において就労を行わせない。ただし、旅館・ホテル営業(旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。)の形態で旅館業を営み、かつ、同法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けている場合はこの限りでない。 特定技能外国人に対して、風俗営業法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労を行わせない。 特定技能外国人に対して、接待を行わせない。なお、その確実な履行を図るため、必要な措置を講じる。 特定技能の協議会の構成員になる。特定技能の協議会に対し、必要な協力を行う。 農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行う。 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、特定技能の協議会の構成員となっており、かつ、農林水産省及び特定技能の協議会に対して必要な協力を行う登録支援機関に委託する。 特定技能外国人に対するキャリアアッププランのイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明する。 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付する。 | | | | | | |

外食業

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 |
|--|---|----------|--------|
| 業務区分 | 技能水準 | 日本語能力水準 | / |
| 林業 | 林業特定技能評価試験 又は 技能検定(林業職種)3級 | A2.2相当以上 | |
| 従事する業務 | | | |
| 育林、素材生産等に係る業務 | | | |
| 農林水産省が策定する育成・キャリア形成プログラム | | | |
| 林業 | 育成就労、特定技能1に係る技能や日本語能力の育成及び能力に基づくキャリアステップを内容とする育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。 | | |
| | ①講習受講や資格取得に関する事項 ②日本語能力の育成に関する事項 | | |
| 特定技能所属機関の要件 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能の協議会の構成員になる。 ・ 特定技能の協議会において協議が調った措置を講じる。 ・ 特定技能の協議会に対し、必要な協力を行う。 ・ 農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導等に対し、必要な協力を行う。 ・ 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、特定技能の協議会及び農林水産省に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託する。 | | | |

- (上乗せ要件案)
- 以下のいずれかの事業者であること
 - 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けている者
 - 森林経営管理法第36条第2項の規定により公表されている民間事業者
 - 森林経営管理法第44条第2項の規定により公表されている民間事業者
 - 種苗育成または製炭の作業のみに特定技能外国人を従事させる場合は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」に沿って取り組んでいる
 - 事業者は、安全な伐木作業方法や緊急時の連絡体制など林業における労働災害の防止を図るため、特定技能外国人に対し指導及び教育を行う。

木材産業 特定技能

木材産業

| 特定技能1号 | | 特定技能2号 |
|--------------------------------|----------------|----------|
| 業務区分 | 技能水準 | 日本語能力水準 |
| 木材産業 | 木材産業特定技能1号評価試験 | A2.2相当以上 |
| 従事する業務 | | |
| 製材業、合板製造業、集成材製造業などに係る木材の加工等の業務 | | |

農林水産省が策定する育成・キャリア形成プログラム

育成就労、特定技能1に係る中長期的なキャリアパスを示した木材産業分野における育成・キャリア形成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予定できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

特定技能所属機関の要件

- 農林水産省が設置する特定技能の協議会の協会の構成員になる。
- 特定技能の協議会において協議が調った措置を講じる。特定技能の協議会に対し、必要な協力を行う。
- 農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行う。
- 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、農林水産省及び特定技能の協議会に対して必要な協力を行う登録支援機関に委託する。
- 特定技能外国人が業務に従事する事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、特定のものをやっている。

- 【参考】
現在の対象産業分類
- 小分類121 製材業、木製品製造業
 - 細分類1222 合板製造業
 - 細分類1223 集成材製造業
 - 細分類1224 建築用木製組立材料製造業
 - 細分類1227 銘木製造業
 - 細分類1228 床板製造業

- (上乗せ要件案)
- 特定技能外国人を勤務させる事業所において「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」に基づく取組を行うこと
 - 当該取り組み状況について、協議会入会時及び概ね2年ごとに、一般社団法人全国木材組合連合会による確認を受けること

出典：出入国在留管理庁HP「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領 -木材産業分野の基準について」より

出典：出入国在留管理庁HP 第8回特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議「特定技能制度及び育成就労制度の上乗せ基準等(案)について」より

2026年4月1日に分野を追加予定

出典：パブリックコメントHP「「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令案」等について（概要）」より

| 特定技能1号 | | | 特定技能2号 |
|--|------------------|----------|--------|
| 業務区分 | 技能水準 | 日本語能力水準 | |
| 廃棄物処分業(中間処理) 従事する業務 家庭からの排出及び事業活動に伴って排出される廃棄物の中間処理(廃棄物の減量化、減容化、安定化及び安全化)を行う業務 | 資源循環分野特定技能1号評価試験 | A2.2相当以上 | |
| 環境省が策定する育成・キャリア形成プログラム | | | |
| 育成就労及び特定技能1に係る必要な技能・知識等を内容とする資源循環分野における育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。 | | | |
| ①特定技能外国人又は育成就労外国人が目指すレベル(求められる役割・作業) ②修得する専門技能 ③キャリアアップに向けた経験(現場管理等) | | | |
| 特定技能所属機関の要件 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 特定技能所属機関が別添(次頁を参照)のいずれかに該当する者である。 環境大臣が設置する特定技能の協議会の構成員である。 特定技能の協議会において協議が調った事項に関する措置を講じる。 特定技能の協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行う(*)。 環境省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行う(*)。 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、上記2つの*に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託している。 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を資源循環分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付する。 | | | |

資源循環

資源循環 特定技能

別添：以下のいずれかに該当する

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第7条第12項に規定する**一般廃棄物処分業者**(廃棄物処理法第7条第6項ただし書の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第1号及び第2号で定める者を含む。)、廃棄物処理法第14条第12項に規定する**産業廃棄物処分業者**又は廃棄物処理法第14条の4第12項に規定する**特別管理産業廃棄物処分業者**であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に掲げる者又はこれに相当する者
2. 廃棄物処理法第9条の8第1項又は第15条の4の2第1項に規定する**再生利用認定業者**
3. 廃棄物処理法第9条の9第1項又は第15条の4の3第1項に規定する**広域的処理認定業者**又はその**委託を受けて**当該認定に係る処理(一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。)を**業として実施する者**(廃棄物処理法第9条の9第2項第2号又は第15条の4の3第2項第2号に規定する者である者に限る。)
4. 廃棄物処理法第9条の10第1項又は第15条の4の4第1項に規定する**無害化処理認定業者**
5. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第16条第1項に規定する**認定特定事業者**、同法第21条第1項に規定する指定法人(以下8において「指定法人」という。)又はこれらの者の**委託を受けて**分別基準適合物の再商品化に必要な行為(一般廃棄物の再生に該当するものに限る。)を**業として実施する者**(当該認定特定事業者から委託を受ける者にあつては、同法第15条第2項第6号に規定する者である者に限る。)
6. 特定家庭用機器再商品化法第23条第1項の認定を受けた製造業者等、同法第3条に規定する**指定法人**又はこれらの者の**委託を受けて**特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。)を**業として実施する者**(当該認定を受けた製造業者等から委託を受ける者にあつては、同法第23条第2項第2号に規定する者である者に限る。)

7. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第11条第1項に規定する**認定事業者**又はその**委託を受けて**使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。)を**業として実施する者**(同法第11条第4項第1号に規定する認定計画に記載された同法第10条第2項第6号に規定する者に限る。)
8. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環促進法」という。)第32条の規定により市町村の委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。)を実施する**指定法人**又はその**再委託を受けて**分別収集物の再商品化に必要な行為を**業として実施する者**
9. プラスチック資源循環促進法第34条第4項第1号の認定に係る再商品化計画(以下「認定再商品化計画」という。)に従って**分別収集物の再商品化に必要な行為を業として実施する者**(認定再商品化計画に記載された第33条第2項第6号に規定する者に限る。)
10. プラスチック資源循環促進法第40条第1項に規定する**認定自主回収・再資源化事業者**又はその**委託を受けて**使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。)を**業として実施する者**(プラスチック資源循環促進法第40条第4項に規定する認定自主回収・再資源化事業計画に記載されたプラスチック資源循環促進法第39条第2項第5号に規定する者に限る。)
11. プラスチック資源循環促進法第49条第1項に規定する**認定再資源化事業者**又はその**委託を受けて**プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の処分に該当するものに限る。)を**業として実施する者**(プラスチック資源循環促進法第49条第4項に規定する認定再資源化事業計画に記載されたプラスチック資源循環促進法第48条第2項第6号に規定する者に限る。)
12. 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和6年法律第41号)第12条第1項に規定する**認定高度再資源化事業者**若しくはその**委託を受けて**再資源化に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。)を**業として実施する者**(同法第12条第3項に規定する認定高度再資源化事業計画に記載された同法第11条第2項第6号に規定する者に限る。)

【参考：上乗せ基準案】資源循環 特定技能

上乗せ基準(案)

【事業者の範囲の限定】

○次のいずれかの事業者であること

- ① 一般廃棄物処理業の許可等を受けた者、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者であって、「優良産廃処理業者認定制度」の認定を受けた者又はそれに相当する者
- ② 廃棄物処理法に基づく再生利用認定若しくは広域認定事業者、又は「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」に基づく認定高度再資源化事業者等の廃棄物関連法の大臣認定に基づき業を行う事業者

【労働安全衛生対策】

○労働安全衛生対策に関する取組状況やコンプライアンスに関する状況(例：労働安全衛生に関する体制整備状況や行政処分歴等)について、協議会による確認を受けること

外国人材の適正な受入れ及び保護を図るため、資源循環分野に特有の事情に鑑み、**協議会加入のための基準を協議会において設定し、確認**する。これにより、認定等の取得状況の確認では分からない**実際の取組状況等を評価し、適正な事業者による外国人材受入れ**につなげる。

【基準案】

- 過去5年以内に廃棄物処理業に係る事業停止命令や廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令等を受けていないこと。
 - 過去3年以内に労働関係法令の重大な違反がないこと。
 - 労働安全衛生に関する社内体制が整備されていること。
 - 安全確認等を定期的に行っていること。
- 等

具体的な確認事項（案）

- 過去5年以内に廃棄物処理業に係る事業停止命令を受けていないか。
 - 過去5年以内に廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令、設置許可の取り消しを受けていないか。
 - 過去5年以内に再生利用認定の取消しを受けていないか。
 - 過去3年以内に労働基準関係法令の違反で送検されていないか。
 - 過去3年以内に労働関係法令の重大な違反により、企業名の公表又は認定の取消しをされていないか。
 - 労働安全衛生法令の重大な違反により是正指導を受けたものについて、改善されているか。
 - 過去3年以内に法令違反による死亡災害又は障害等級7級以上に相当する重篤な労働災害を2件以上発生させていないか。
 - 安全衛生委員会、安全協議会等の体制を設け活動をしているか。
 - 安全衛生方針、安全衛生管理計画等を定め、周知しているか。
 - 入社時や配置転換時に安全衛生教育を実施しているか。
 - 作業手順書を作成しているか。
 - 安全確認等のパトロールを定期的実施し、記録を保存しているか。
 - 熱中症対策を講じているか。
 - 重機類等について作業開始前点検、定期自主検査を実施しているか。
 - 安全朝礼、危険予知訓練等を行っているか。
- 等

JITCOは外国人技能実習制度・特定技能制度の総合支援機関です



JITCOは技能実習制度の養成講習機関として、監理責任者・技能実習責任者等の養成講習を実施しています。

| | 個別相談 | セミナー |
|-------------|---|---|
| 受入れ支援サービス | <ul style="list-style-type: none"> ● 技能実習制度、特定技能制度に関する相談 ● 監理団体、実習実施者への訪問相談、支援 ● 職種、特定産業分野の相談 | <ul style="list-style-type: none"> ● 技能実習制度説明会 ● 特定技能制度説明会 ● 特定技能外国人受入れ実務者セミナー ● 講師派遣 |
| 手続き支援サービス | <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請書類の点検・提出 ● 地方出入国在留管理局への入国・在留諸申請書類の点検・取次 ● 申請書類の作成支援 | <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人材受入れセミナー(入国・在留手続と申請等取次制度について) |
| 送出し支援サービス | <ul style="list-style-type: none"> ● 受入れ機関等への送出し国・送出機関に関する情報提供・相談 ● 受入れ機関等と送出し国・送出機関とのマッチング支援 ● 送出機関に対する相談支援 ● 送出機関への各種資料提供 | <ul style="list-style-type: none"> ● 送出機関と受入れ機関等を対象としたセミナー(ジョイントセミナーや各国事情説明会など) |
| 人材育成支援サービス | <ul style="list-style-type: none"> ● 技能向上支援 ● 日本語教育支援 ● 教材・テキストの販売 | <ul style="list-style-type: none"> ● 日本語指導担当者セミナー ● 外国人材との「やさしい日本語」話し方セミナー |
| 実習生保護支援サービス | <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人技能実習生総合保険、特定技能外国人総合保険等の普及 | <ul style="list-style-type: none"> ● 法的保護情報講習への講師派遣 |

JITCOは、会場で受講していただくセミナー以外に、事業所や自宅等で受講可能なWEB(ZOOM)セミナーも実施しています。詳細は、JITCO-HPでご確認ください。 <https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/>

講義終了後・・・

・アンケートへのご協力をお願いいたします。



・ 講義に関するご質問は、アンケート画面最下部にあります
「お問い合わせフォーム」からお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました

(お問い合わせ先)

JITCO実習支援部相談支援課

03-4306-1160

<https://www.jitco.or.jp/ja/jitco/contact.html>